

三重県男女共同参画基本計画



平成14年3月

三 重 県

一人ひとりが輝く社会をめざして



21世紀を迎えた今、少子・高齢化やIT化、グローバル化など社会経済情勢の急速な変化に対応し、誰もが自分らしくいきいき暮らせる豊かで活力ある社会を築いていくことが重要な課題となっています。

そのためには、男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

国においては、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけ、「男女共同参画社会基本法」を平成11年6月に施行しました。本県においても、基本法の理念を踏まえ、平成12年10月に「三重県男女共同参画推進条例」を制定し、平成13年1月から施行しています。

このような背景の中、最近の男女共同参画社会の実現に向けての取組はめざましいものがありますが、性別による固定的役割分担意識とそれに基づく制度や慣行の存在など、残された課題も数多くあり、さらにドメスティック・バイオレンスなど個人の尊厳に関わる課題も明らかになってきています。

このたび、そうした課題に的確に対応し、男女共同参画を推進する施策の指針となる「三重県男女共同参画基本計画」を策定しました。

この計画は、一人ひとりが自分らしく輝いて生きることができる社会づくりをめざすものです。

県は、計画の達成に向けて率先実行で取り組むとともに、県民の皆さん、NPO、事業者や市町村等と協働して、あらゆる分野で総合的な取組を進めていきます。一層のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました県民の皆さんをはじめ三重県男女共同参画審議会委員および関係各位に心から感謝を申し上げます。

三重県知事 北川 正恭

目次

第1章 計画の基本的な考え方

I	計画策定の趣旨	1
	1. 計画策定の目的	
	2. 計画の位置づけ	
	3. 計画の目標	
	4. 計画の期間	
II	計画策定の背景	4
	1. 男女共同参画に向けた内外の動き	
	2. 三重県の取組と現状 (参考資料)	
III	計画の基本的な視点	10
	1. 私たちがめざす社会	
	2. 家庭・地域の重要性	
	3. 総合行政としての取組	
	4. 市町村、事業者、県民との協働	
IV	計画の体系	12

第2章 施策の方向

I	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	13
II	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	18
III	働く場における男女共同参画の推進	22
	III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進	22
	III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	26
IV	家庭・地域における男女共同参画の推進	29
V	人権の尊重と心身の健康支援	33
	V-I 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	33
	V-II 生涯を通じた男女の健康と生活の支援	37

第3章 計画の推進

(参考)	用語の説明	45
------	-------	----

参考資料

国際婦人年からの今日までのあゆみ	50
三重県男女共同参画基本計画の策定経過	51
「三重県男女共同参画基本計画(仮称)」(原案)についての諮問書	52
「三重県男女共同参画基本計画(仮称)」(原案)についての答申書	53
三重県男女共同参画審議会委員名簿	54
三重県男女共同参画推進条例	55
人権が尊重される三重をつくる条例	59
男女共同参画社会基本法	61
男女共同参画基本計画の概要	67
女子のあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	71

第1章 計画の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

少子高齢化、国際化、高度情報化の進展をはじめとする急激な社会経済情勢の変化に対応するために、社会構造の変革が求められています。

こうした変化に対応し、豊かで活力ある社会を実現するためには、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が重要な課題であるとして、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が、2000年（平成12年）に「三重県男女共同参画推進条例」が制定されました。

私たちがめざす社会は、すべての人びとの人権が保障され、一人ひとりが性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会です。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会です。

しかしながら、現状においては、男女の性別による差別や固定的な役割分担意識、それらに基づく制度、慣行などが根強く存在し、男女平等の実現や男女共同参画の推進を妨げる要因となっています。

こうした課題を解決し、県が県民、事業者、市町村との協働で男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、その指針となる基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 「三重県男女共同参画推進条例」に基づく計画です。

（条例第8条）

知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定する。

(2) 「男女共同参画社会基本法」に基づく都道府県に策定が義務づけられた計画です。

そして、2000年（平成12年）12月に策定された国の「男女共同参画基本計画」との整合性に配慮しています。

(基本法第14条)

都道府県は、(国の)男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

(3) 「みえの男女共同参画推進プラン-アイリス21」(1995年(平成7年)策定)は目標年次を2003年度(平成15年度)としていましたが、この基本計画に吸収されることになります。

(4) 三重県の行政施策の指針となる新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」(1997年(平成9年)策定)をはじめ、県の各種計画との整合性を図っています。

また、「人権が尊重される三重をつくる条例」(1997年(平成9年)公布・施行)に基づく「三重県人権施策基本方針」と相互に連携しながら機能する計画です。

(5) この計画は、三重県の男女共同参画社会実現に向けた施策の基本的な指針ですが、県内の市町村に対しては、県との連携協力を期待し、県民、事業者の皆さんに対しては、職場、学校、家庭、地域等において、計画に掲げる方向に沿った主体的、積極的な取組を期待しています。

3 計画の目標

この計画は男女共同参画社会の実現をめざします。

「三重県男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を次のように定義し、その実現のため基本目標を設定しています。

(条例第2条)

「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に担うことをいう。

(条例第3条)

男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定する。

- 一 男女が性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- 二 男女の固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- 三 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- 四 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること。

4 計画の期間

2002年度（平成14年度）から2010年度（平成22年度）までとします。

ただし、社会経済情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

II 計画策定の背景

1 男女共同参画に向けた内外の動き

（世界の動き）

国連の提唱により1975年（昭和50年）が「国際婦人年」とされ、メキシコシティで開催された第1回世界女性会議で「世界行動計画」が採択されました。そして、翌年からの10年間を「国連婦人の10年」として、女性の人権の擁護と男女平等のための国際的な行動が本格的に始まりました。

以後、1979年（昭和54年）には、国連総会で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されるなど、2000年（平成12年）に向けて、女性の地位向上のための取組が行われてきました。

2000年（平成12年）、ニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、これまでの進捗状況を検討・評価するとともに一層の行動を求める「政治宣言」「成果文書」が採択されました。

（国内の動き）

我が国では、戦後の改革の中で婦人参政権が実現し、1946年（昭和21年）に制定された日本国憲法では、個人の尊厳と法の下での平等がうたわれ、法制上の男女平等が明記されました。

1975年（昭和50年）、国際婦人年からの国連を中心とした動きをふまえて、婦人問題企画推進本部が設置され、1977年（昭和52年）には国内行動計画を策定、女性の地位向上に関する総合的な取組が始まりました。

そして、国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定など国内法の整備が行われ、1985年（昭和60年）、女子差別撤廃条約が批准されました。さらに、1987年（昭和62年）に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1991年（平成3年）に改定、1996年（平成8年）には、「男女共同参画社会の形成の促進に関する国内行動計画 - 男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年（平成11年）6月、「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が制定・公布されました。基本法では、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけるとともに、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進をはかっていくことが重要であるとされ、国、地方公共団体、国民の責務が定められています。

そして、2000年（平成12年）12月、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向け、新たな一步を踏み出しました。

2 三重県の取組と現状

三重県でも男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組を行ってきています。

1979年（昭和54年）、国の内外の動きを受け、県内初の行動計画である「三重県婦人対策の方向」を策定しました。

以後、1987年（昭和62年）に「みえの第2次行動計画-アイリスプラン」、1997年（平成7年）に第3次行動計画にあたる「みえの男女共同参画推進プラン-アイリス21」を策定、また、その前年には、三重県女性センター（現在は三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」）を開館するなど、男女共同参画に向けた取組を進めてきました。

1997年（平成9年）に策定した三重県の新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」においても、男女共同参画社会への総合的な取組を重要な施策として位置づけています。また、同じ年に制定された「人権が尊重される三重をつくる条例」とそれに基づく「三重県人権施策基本方針」では、男女平等の立場から、女性の人権についての諸施策の方向性を示しています。

そして、2000年（平成12年）10月には、一人ひとりの県民がその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりに向けて、「三重県男女共同参画推進条例」が制定・公布され、2001年（平成13年）1月1日から施行されました。

こうした取組を経て、三重県の審議会等における女性委員の割合は、1994年（平成6年）の9.9%から、2001年（平成13年）には26.9%になり、農業委員等への女性の登用も進められています。

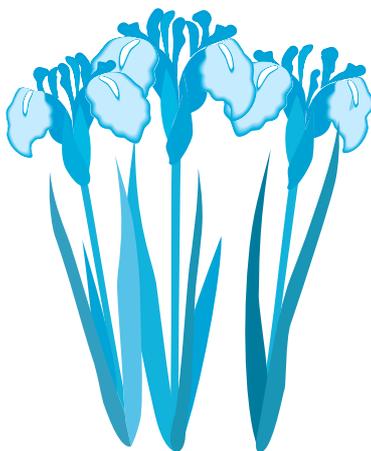
また、1995年度（平成7年度）に津市、2001年度（平成13年度）に伊勢市、上野市が男女共同参画都市宣言を行うなど、市町村の取組や個人、グループの活動も県内各地で活発に展開されてきています。

しかし、さまざまな分野における方針決定過程への女性の参画、男女が性別にかかわらず多様な選択をすることができる環境の整備など、男女共同参画社会の実現にあたっての課題も多くあります。

2000年（平成12年）12月に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」によると、社会全体で男女の地位が平等になっているかの問いに「男性の方が優遇されている」と答えた人は約7割になっています。また、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する人としらない人はほぼ同数になっています。さらに、女性の約6割は「女性が働きやすい状況にあると思わない」と答えています。

一方では、セクシュアル・ハラスメント^(注1)や配偶者や恋人からの暴力等の問題も顕在化してきています。

こうした現状から、「三重県男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的な取組を一層推進していくことが求められています。

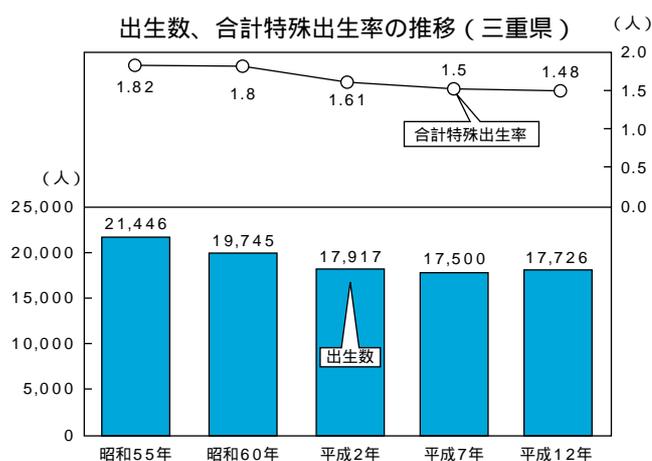
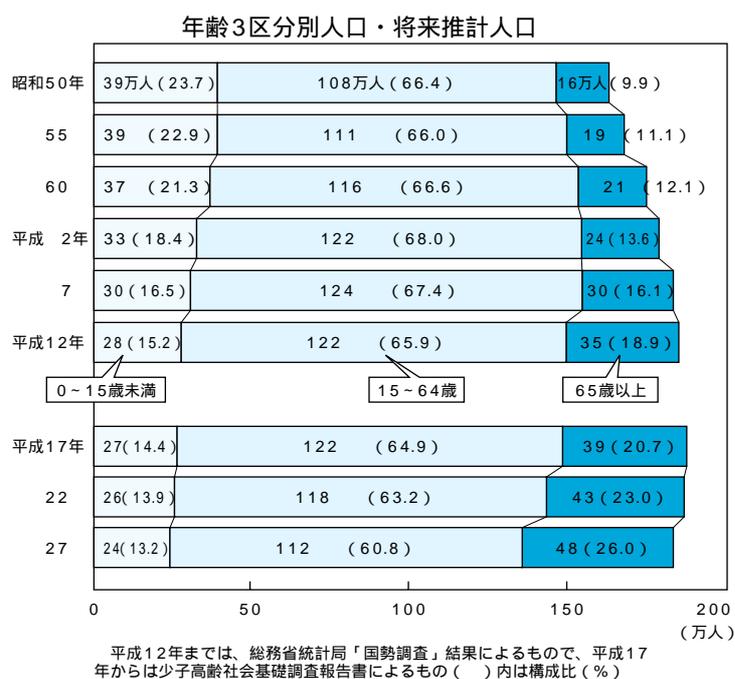


(参考資料)

(1) 人口

平成12年の三重県の人口は、1,857,339人で、このうち女性は955,959人、総人口の51.5%を占めています。

平均寿命の伸長と出生率の低下から少子高齢化が進行しています。生産年齢人口も減少しつつあります。



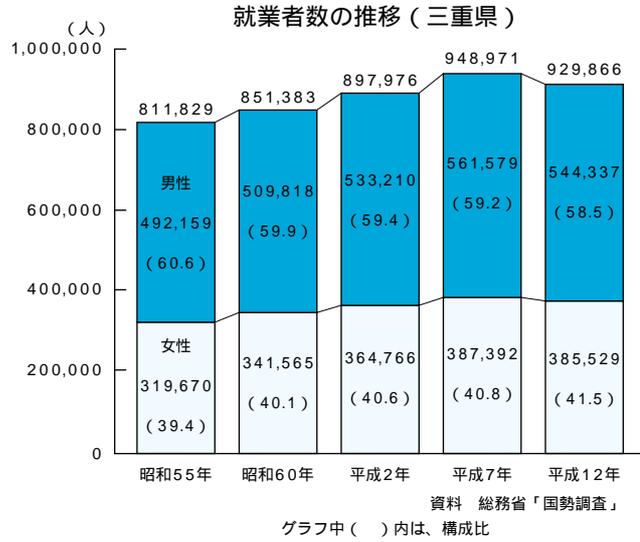
資料 厚生労働省「人口動態統計」

(2) 労働

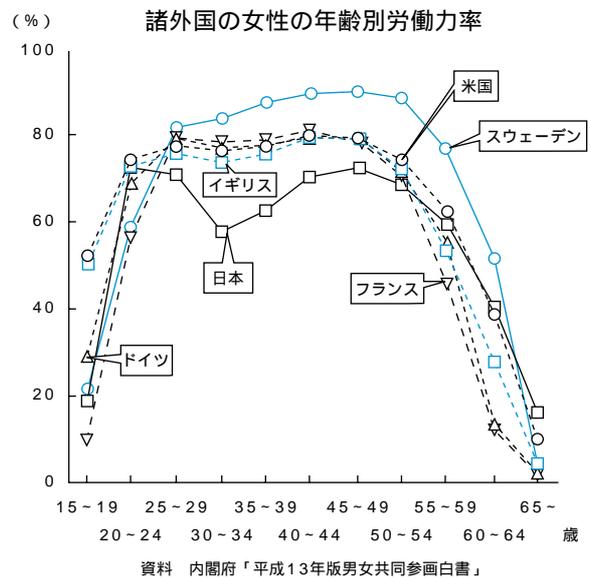
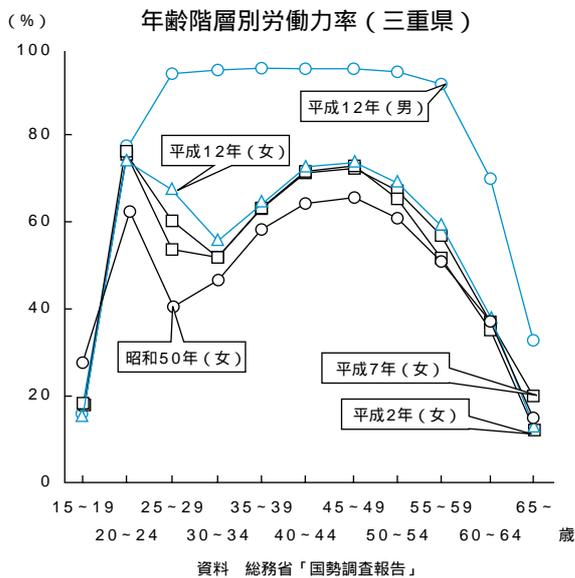
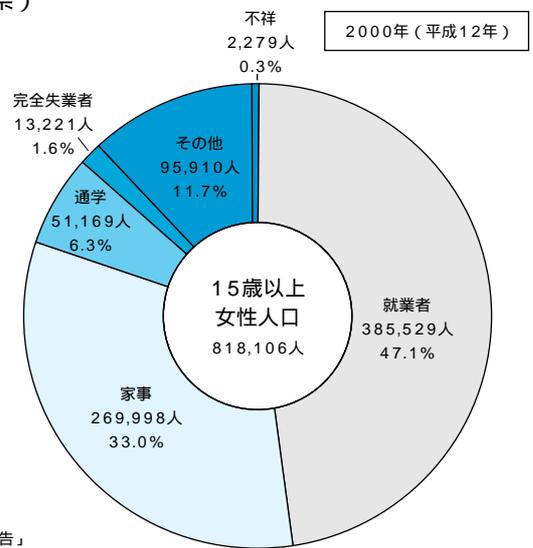
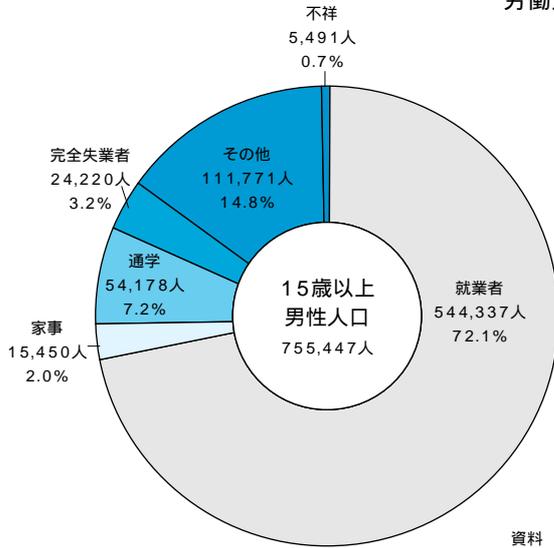
2000年（平成12年）の就業者数は、929,866人で、そのうち女性は385,529人で、41.5%を占めています。

我が国の女性の労働力率は、30～34歳層が低く、M字カーブを描いています。

注) 労働力率...就業者と完全失業者を合わせた労働力人口が、人口に占める割合



労働力状態（三重県）



(3) 男女共同参画の現状

男女平等について

「学校のなかで」は、平等と感じている人が多くなっていますが、それ以外の分野では、「男性の方が優遇されている」と答えた人が多くなっています。

文章中の「男性のほうが優遇されている」は、「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」の割合を合計したものの。

「男は仕事、女は家庭」

という考え方について

「同感する」「同感しない」と答えた人は、ほぼ同じ割合となっています。

性別・年代別には、差がみられます。

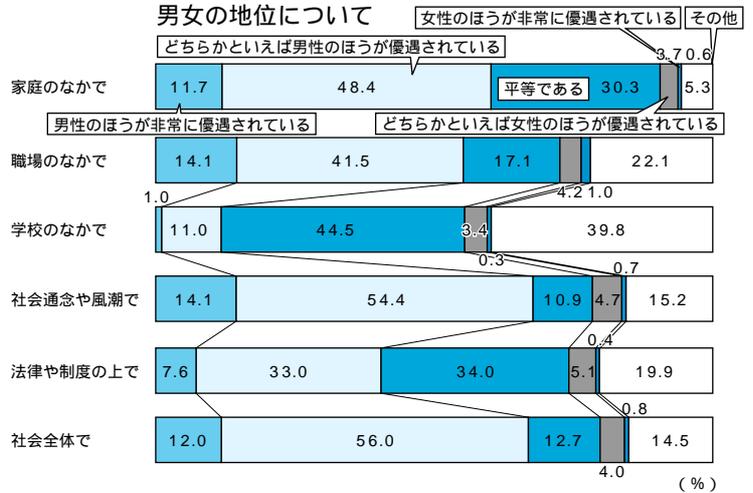
文章中の「同感する」「同感しない」には、「どちらかといえば同感する(同感しない)」を含む。

夫婦の生活時間

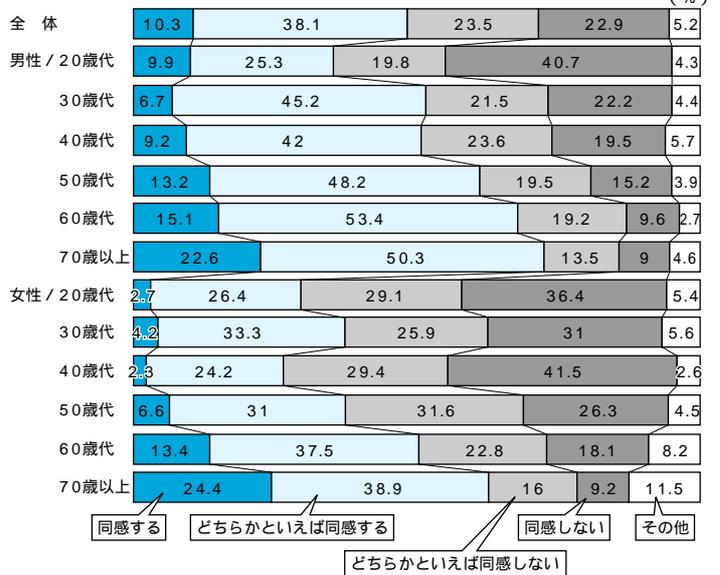
夫の「家事・育児・介護等」の活動を行う時間は、著しく短くなっています。

これは「共働き世帯」でも同様です。

注) 「1次活動」とは、睡眠、食事のような生理的に必要な活動、「2次活動」とは仕事、家事のように社会生活を行う上で義務的な性格の強い活動、「3次活動」とは、これら以外の各人が自由に使える時間における活動をいう。また、「家事・育児・介護等」には「看護」、「買物」が含まれている。



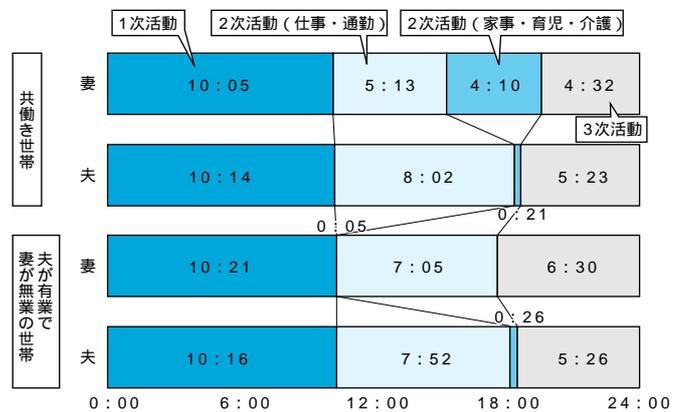
男は仕事、女は家庭という考え方について



資料 県男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」(グラフ、とも)

(平成12年)

夫婦の生活時間(全国)



資料 総務省「社会生活基本調査」(平成8年)

III 計画の基本的な視点

1 私たちがめざす社会

「三重県男女共同参画推進条例」の前文では、私たちがめざす社会について次のように述べられています。

「21世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、個性と能力を十分に発揮することのできる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。」

男女共同参画社会は、男女の人権の尊重と平等を前提としています。

また、社会情勢の変化に対応しつつ、誰もが自分らしくいきいき暮らせる豊かで活力ある三重を築いていくためには、男女共同参画社会の実現が不可欠であるとの認識に立っています。

三重県では、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会の実現をはかるため、1997年（平成9年）に「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、それに基づく「三重県人権施策基本方針」を策定しています。

この基本計画は、人権条例および基本方針と整合をはかり、相乗的に機能させながら、男女共同参画社会をめざします。

2 家庭・地域の重要性

家庭・地域は生活の基本的な場であることは言うまでもありません。

男女共同参画の推進は、社会のさまざまな分野における男女の参画をめざしますが、同時に家庭・地域における生活を一層充実させることもめざしています。

21世紀の社会は、これまでの経済活動中心の生き方を見直し、男女がともに家庭、地域の一員としての責任を果たしながら、職業生活や余暇活動などバランスのとれた生活を築いていくことができる社会でなければなりません。そしてそのためには、個人やそれぞれの家族の選択を尊重しながら、地域での支え合いや社会環境の整備を推進するとともに、雇用システムや社会保障制度などさまざまな社会システムについて、幅広い議論が行われることが求められます。

3 総合行政としての取組

男女共同参画社会の実現のためには、健康、福祉、教育、文化、雇用、産業、地域づくりなど社会のあらゆる分野にわたる取組が必要です。そのため、県の施策・方針の決定や実施にあたっては、男女共同参画の視点を反映させるよう努めるとともに、2010年度の目標を共通認識とし、関係部門の連携により、総合的な取組を行います。

また、県が率先してポジティブ・アクション^(注2)などに取り組んでいきます。

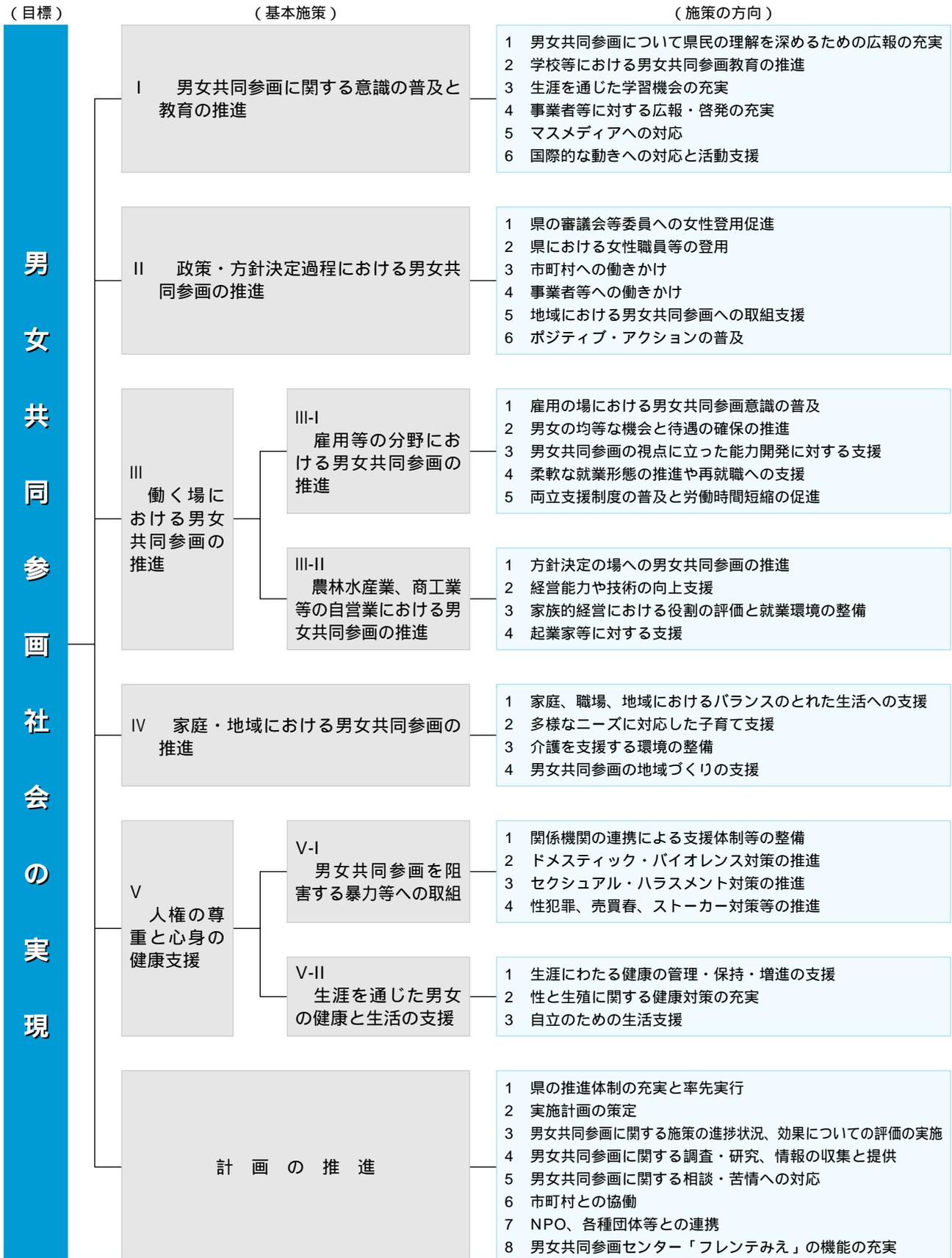
4 市町村、事業者、県民との協働

男女共同参画社会を実現するためには、県民や事業者の皆さんの役割が重要です。家庭、地域、職場等において、それぞれの立場で、積極的な取組が行われることを期待します。

また、三重県は、南北に細長く、それぞれ地域特性があります。都市化が進んだ地域、農山漁村など、人口構成や産業構造も多様です。地域の特性に応じた施策が実施されるためには、住民に最も身近な市町村の積極的な取組が必要です。

県は、市町村、事業者、各種団体やNPO^(注3)、県民の皆さんの主体的な活動を尊重しながら、必要な支援を行うとともに、連携して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

IV 計画の体系



第2章 施策の方向

I 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

1 現状と課題

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は、時代背景や地域の慣習などと結びつき、長い歳月をかけて形成されてきました。こうした意識は、徐々に変わりつつありますが、今もなお、家庭、地域、職場等の中に根強く残っています。

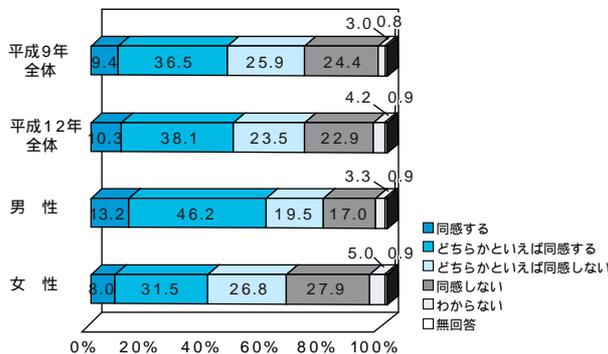
性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度、慣行等は、男女の多様な生き方の選択や能力発揮の大きな阻害要因となっています。

そのため、男女共同参画について、きめ細かく、わかりやすい、具体的な内容の広報を展開するとともに、生涯を通じて男女共同参画について学習する機会の充実をはかり、県民が自ら考える機会を増やすことが必要です。

また、新しい時代を担う青少年に対しては、男女平等観や人権感覚をはぐくむために、学校教育等での取組を充実することが必要です。

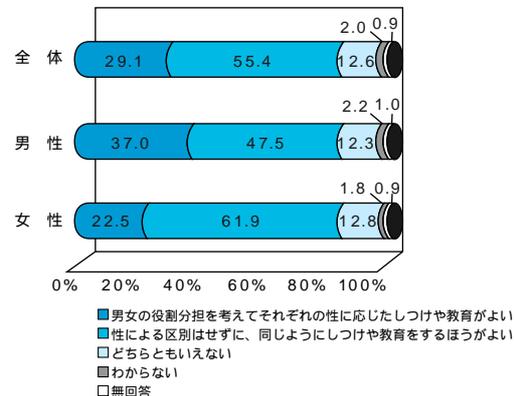
DATA

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



男の子と女の子のしつけについて

(平成12年)



資料 県男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」

2 2010年度の目標

地域・社会

NPO（注3）、各種団体、行政などによって県民の理解を深めるための多様な広報・啓発活動が展開され、人権意識、男女共同参画意識が広く県民に浸透しています。

生涯を通じて男女共同参画についての教育・学習機会が充実しています。

男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行が改善されています。

家庭

家族が互いに尊重しあい、家族の一員として共に責任を担って、協力しあっています。

子どもたちに対しては、人権尊重、男女平等意識に基づいて、家庭教育が行われています。

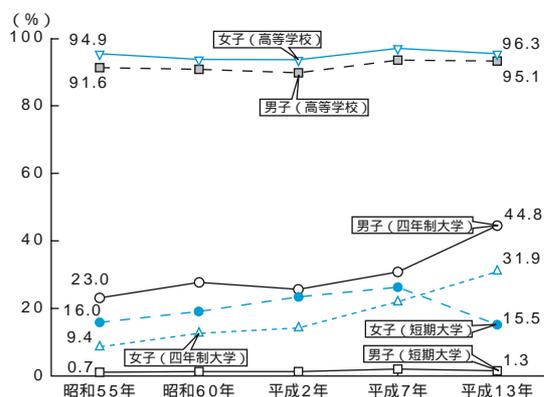
働く場

男女共同参画に関する意識が普及し、性別による差別的取扱を受けることなく、個性と能力を生かして働くことができるようになっています。

事業活動にあたって、男女共同参画への配慮が行われています。

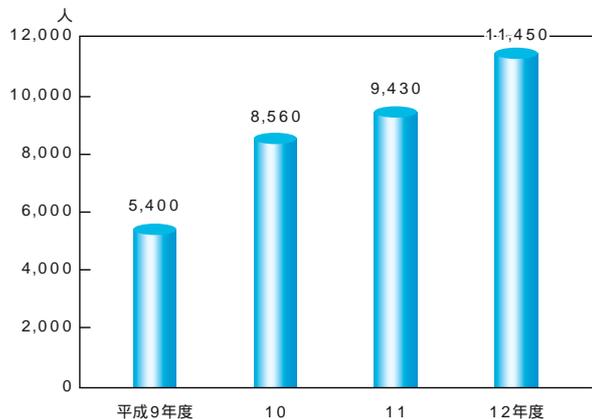
DATA

高等学校・大学等への進学率（三重県）



資料 文部科学省「学校基本調査」

男女共同参画センター事業参加者数の推移



(男女共同参画センター調べ)

3 施策の方向等

施策の方向と施策

1) 男女共同参画について県民の理解を深めるための広報の充実

男女平等、人権尊重の意識や男女共同参画意識の普及をはかるために、NPO、各種団体、市町村等と協働しながら、県民の身近なところで幅広い活動を展開していきます。

また、男女の生き方等に影響を与えている社会制度、慣行等について、自主的に点検、見直しなどが行われるよう、多様な媒体を通じた、わかりやすい広報・普及を行います。

施策

広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等多様な媒体を活用し、男女共同参画意識の普及を行います。

男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行等の見直しを促進します。

性別による固定的役割分担にとらわれない男女の多様な生き方を社会に浸透させるため、県の広報表現のあり方について検討し、率先して取り組みます。

団体、企業、行政などからなる推進連携組織を通じて、男女共同参画社会づくりに向け、協働による取組を進めます。

NPO等が行う男女共同参画社会づくりのための普及啓発活動等を支援します。

2) 学校等における男女共同参画教育の推進

人権を尊重する意識や男女平等観をはぐくむとともに、性別にとらわれずに個性や能力を伸ばす教育を行います。

また、主体的に多様な選択ができるよう配慮した進路指導を行います。

施策

教育や保育に携わる教職員が、男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう体系的な研修を計画的に実施します。

男女共同参画意識の普及に関する効果的な指導方法について、調査・検討を行います。

男女共同参画の視点に立った教育を推進するための教材を充実します。

子どもたちが、男女の固定的なイメージや役割意識を持つことのないよう、指導や学校運営の点検・見直しを行います。

総合的な学習の時間等を活用し、自己のあり方や生き方について、児童、生徒が自ら考える機会を提供します。

男女が、家庭生活を営むために必要な知識、技術等を学習する家庭科教育を推進します。

生命の尊重、男女平等の視点に立って、性に関する教育を進めます。

学校行事、PTA活動などを活用して、保護者に対する男女共同参画意識の普及を進めます。

施策の方向と施策

3) 生涯を通じた学習機会の充実

県民が生涯を通じて、身近な地域で男女共同参画について学習できるよう、その機会を充実します。

また、社会的影響力の大きいリーダー的な立場にある者に対する研修や地域リーダーを養成するための研修を充実します。

施策

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と生涯学習機関が連携をはかり、男女共同参画の視点に立ち、多様なニーズに応じた学習機会を充実します。

公民館等社会教育施設の講座担当者に対し、研修を充実します。

誰もが学習活動に参加しやすいよう、託児サービス、休日・夜間開催など、参加者の立場に立った配慮を行います。

トップセミナーの開催など社会のリーダー的な立場にある者を対象とした研修を充実します。

家庭における男女共同参画や家庭教育を推進するための研修や情報提供を充実します。

男女が社会のあらゆる分野における活動に主体的に参画することができるように、エンパワーメント(注4)の機会を拡充します。

4) 事業者等に対する広報・啓発の充実

事業活動における男女共同参画への配慮、働く場における男女共同参画の推進のために、経営者や管理職等を対象とした普及啓発を充実します。

施策

男女雇用機会均等法など労働関係法規の趣旨や内容についての理解を深めるとともに、職場における固定的な性別役割分担意識やそれに基づく制度、慣行などの解消に向けた啓発を行います。

自主的な研修を促進するため、テキスト等研修資材を提供するなどの支援を行います。

施策の方向と施策

5) マスメディアへの対応

県民の意識形成に大きな影響力を持つマスメディアに対し、人権尊重、男女共同参画意識の普及等について、理解と協力を求めていきます。

また、県民が情報を選択したり、理解する能力を高めるため、メディア・リテラシー（注5）に関する教育、学習機会を充実します。

施策

マスメディアに対して、人権の尊重や男女共同参画の視点に立った表現についての理解を求めるとともに、自主的な取組を促進します。

男女共同参画に関する県の事業などについて、積極的に情報提供を行います。

県民のメディア・リテラシーを高める教育、学習手法について、調査・検討を行い、実施します。

6) 国際的な動きへの対応と活動支援

男女共同参画については、国際社会における活動との協調が重要であることから、積極的に情報を収集、提供します。

また、男女共同参画の視点から国際交流、国際協力および在住外国人との共生をめざす活動を支援します。

施策

男女共同参画に関する国際的な取組などについて、情報収集し、県民へ提供するとともに、県の施策に反映するよう努めます。

NPO等による国際交流、国際協力および在住外国人との共生を進める活動を支援するとともに、担い手のエンパワーメントを促進します。

II 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

1 現状と課題

男女共同参画社会を形成していくためには、政策・方針を決定する過程への男女の参画が不可欠です。近年、政策・方針決定過程への女性の参画は進みつつあるものの、まだ不十分な状況です。

県の審議会委員等への女性の登用については、数値目標を掲げて取り組んできた結果、2001年度（平成13年度）には26.9%になっています。今後、審議会等への女性の登用を一層進めていくとともに、女性職員の登用、職域拡大をはかる必要があります。

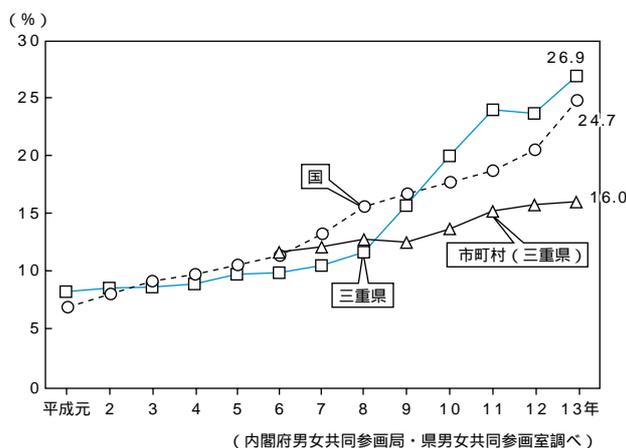
また、市町村の審議会への女性登用率は、全体では16.0%になっていますが、市町村によって26.3%から3.1%まで大きな差があります。

さらに、企業、労働組合、自治会等の各種機関・団体においても、方針決定過程への男女共同参画が求められます。

今後、政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるためには、ポジティブ・アクション^(注2)への理解と取組が求められます。

DATA

審議会等における女性委員の割合の推移



三重県の女性議員数（平成14年1月末現在）

	議員総数	うち女性議員数	比率	全国平均
県	55	1	1.8	5.5
市	326	31	9.5	10.7
町村	824	55	6.7	4.5
市町村計	1,150	86	7.5	6.5

注) 全国平均は平成13年3月末現在

(県男女共同参画室調べ)

2 2010年度の目標

地域・社会

男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、活動し、責任を担う社会づくりが進められています。

男女共同参画を阻害している制度や慣行が見直され、地域活動に男女が共に参画しています。

働く場

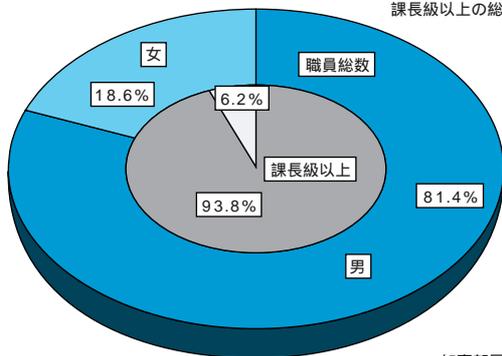
男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりが進められ、女性の登用、職域拡大が進んでいます。

DATA

三重県職員の状況

(平成13年)

職員総数 5,141人
課長級以上の総数 649人



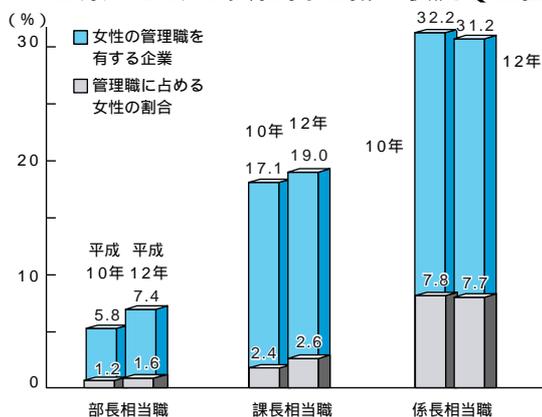
知事部局の数

資料 県職員課調べ

企業における女性管理職の状況 (全国)

(%)

■ 女性の管理職を有する企業
■ 管理職に占める女性の割合



資料 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」

3 施策の方向等

施策の方向と施策

1) 県の審議会等委員への女性登用促進

県の施策・方針決定過程の場における男女共同参画を進めるため、審議会委員等へ積極的に女性を登用します。

また、女性の人材情報の整備とリーダーの育成を促進します。

施策

三重県審議会等女性委員登用促進基本要綱などを活用しつつ、女性委員の登用の促進をはかります。

委員構成の見直し、公募委員制の導入検討等、男女が参画しやすいしくみづくりを進めます。

女性リーダーの育成を促進するとともに、ネットワークづくりを支援します。

女性の人材情報の整備を行うとともに、その情報を提供します。

2) 県における女性職員等の登用

平等取扱の原則と能力主義を踏まえつつ、女性の採用・登用、職域の拡大を進めます。そのため、能力開発の研修を計画的に実施するとともに、管理職等に対しては、人材育成のための研修を充実します。

施策

女性職員の登用方針を明確にするとともに、その登用状況について公表します。多様な能力開発の研修を計画的に実施するほか、幅広い職務を経験できるような配置を行います。

管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための研修を実施します。

県の外郭団体等における女性職員の採用・登用・配置等について、積極的な取組を働きかけます。

3) 市町村への働きかけ

市町村における施策・方針決定過程へ女性の参画が進むよう働きかけるとともに、人材育成、取組事例の紹介などの支援を行います。

施策

審議会等委員への男女共同参画の必要性について理解が進むよう、市町村へ働きかけます。

県および市町村の審議会等委員への女性の登用状況、登用促進策等について、情報を提供します。

施策の方向と施策

4) 事業者等への働きかけ

人権や男女平等の理念から、また、人材活用、経営の効率化等の観点から、男女共同参画および女性のエンパワーメント(注4)が必要であることについて普及啓発を行い、事業者の自主的な取組が進むよう働きかけるとともに、その支援を行います。

施策

事業者等に対する意識啓発を行い、男女共同参画に関する自主的な取組が進むよう働きかけます。

男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者の表彰、取組事例の紹介等を行います。

5) 地域における男女共同参画への取組支援

男女が自らの意思により、地域活動に参画する気運づくりを進めるとともに、地域における共同参画を阻害している慣行の見直しを促進します。

また、生涯学習等を通じて、女性のエンパワーメントを支援します。

施策

男女が地域活動に共同参画する必要性や意義についての理解を深めるとともに、阻害要因となっている慣行の見直しが進むよう、関係機関やNPO(注3)などと連携をはかりながら、普及啓発を行います。

方針決定の場への参画に必要な知識や技術の修得、向上を支援します。

地域づくりなどに男女がともに参画できる機会を確保するよう努めるとともに、市町村、団体等に働きかけます。

6) ポジティブ・アクションの普及

あらゆる分野における方針決定の場への男女共同参画を促進するために、ポジティブ・アクションについて、市町村、企業等への啓発を進めるとともに、その取組を支援します。

施策

ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、その結果を情報提供するなど、ポジティブ・アクションの理解と普及を進めます。

III 働く場における男女共同参画の推進

III-1 雇用等の分野における男女共同参画の推進

1 現状と課題

15歳以上の女性の約半数は就業者で、全就業者数の約4割を占めています。1999年（平成11年）に改正男女雇用機会均等法が施行され、募集、採用、配置等雇用に係るあらゆる場面で男女の差別的取扱が禁止されましたが、実質的な格差が解消されるには、至っていません。2000年度（平成12年度）に行った県民意識と生活実態調査からも、職場における男女の地位、働きやすさについて、課題があることが分かります。

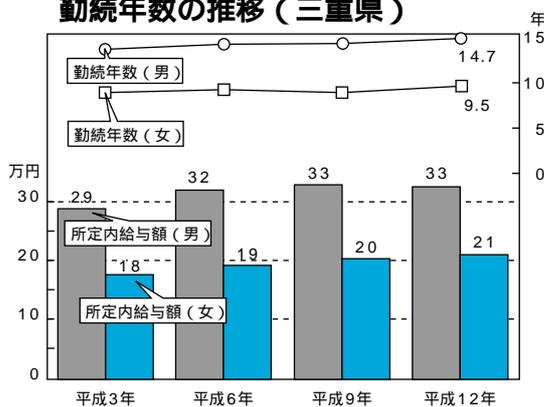
雇用の分野における男女の共同参画意識の普及や均等な機会と待遇の確保を進めるための具体的な取組を推進していくことが必要です。

また、現在、国際経済情勢の変動、産業構造改革等に伴って非常に厳しくなった雇用環境に加え、人びとの価値観やライフスタイルが大きく変化しており、働き方も多様になってきています。労働者の能力や成果に着目した雇用管理、中途採用の拡大、パートタイム労働者と通常の労働者の処遇の適正化など、多様な働き方への対応を進めていく必要があります。

さらに、男女がともに家庭や地域で過ごす時間を確保し、バランスのとれた生活を実現するためには、育児休業、介護休業制度等の普及をはかるとともに、労働時間の短縮やワークシェアリング（注6）等への対応も求められています。

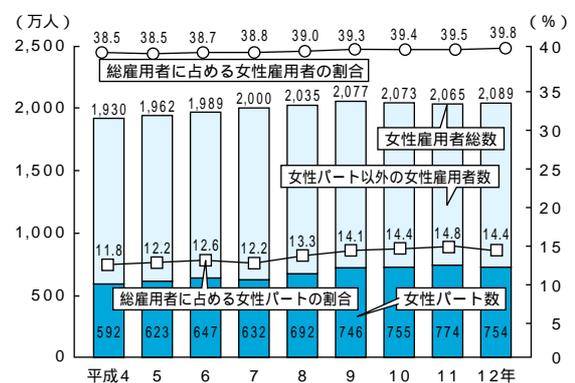
DATA

男女別所定内給与額・勤続年数の推移（三重県）



資料 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

女性雇用者・パートタイマーの推移（全国）



資料 総務省「労働力調査」

2 2010年度の目標

地域・社会

家庭や地域を大切にする意識が浸透し、職業生活と家庭生活等のバランスを保つことができる環境の整備が進められています。

男女共同参画の視点が社会に浸透し、企業等が主体的に男女共同参画に取り組むとともに社会的な評価を受けるようになっていきます。

家庭

一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、家庭生活、職業生活その他の生活とのバランスがとれるような環境が整備されています。

働く場

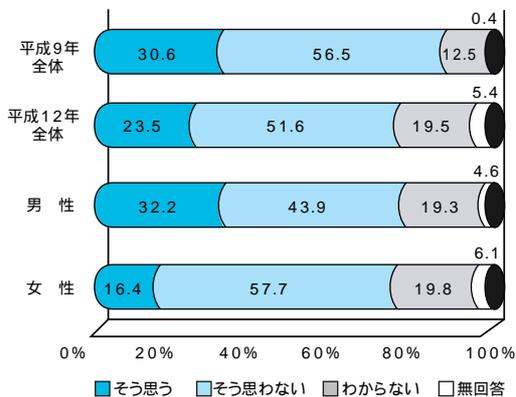
雇用の場において、男女の均等な機会と待遇が確保され、性別にかわりなく、能力開発、職務分担、処遇が行われています。

多様な選択が可能になる柔軟な就業形態が広がっています。

男女が、家庭や地域における活動を大切にしながら、働くことができるようになっていきます。

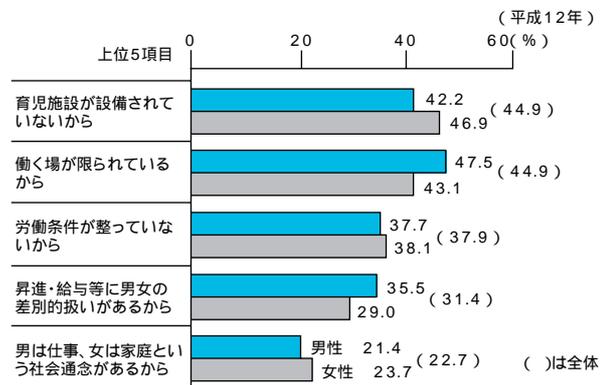
DATA

現在の女性の働きやすさについて



資料 県男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」

女性が働きやすいと思わない理由



資料 県男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」

3 施策の方向等

施策の方向と施策

1) 雇用の場における男女共同参画意識の普及

職場における男女共同参画を進めるため、関係機関と連携しながら、男女雇用機会均等法の普及啓発を通じ、気運づくりを進めます。

施策

職場における固定的な役割分担、性別による不公平な慣行等を改善するため、シンポジウムやセミナーを開催するなど普及啓発を行います。

特に、企業や労働組合などで指導的な立場にある人に対して、重点的な取組を行います。

さまざまな分野で活躍する男女を紹介するなど、男女共同参画の気運づくりを進めます。

2) 男女の均等な機会と待遇の確保の推進

企業等における男女共同参画への取組を促進するため、実態を把握するとともに、表彰、事例の紹介を通じて、支援を行います。

また、ポジティブ・アクション^(注2)について、理解の促進と普及をはかります。

施策

企業等における男女共同参画への取組について、実態を把握するための調査を定期的実施するとともに、評価システムについて、調査検討します。

男女共同参画を進めている企業等に対する表彰制度を通じて、企業の取組を支援します。

全国や県内の優良な事例を紹介するなど、企業に対する普及啓発を行います。

ポジティブ・アクションについて、先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、情報提供するなど、理解と普及を進めます。

3) 男女共同参画の視点に立った能力開発に対する支援

男女の参加機会が確保されるよう配慮しながら、在職者および就職希望者に対する職業能力の開発と向上を支援します。

施策

男女の参加機会が確保されるよう配慮しながら、社会情勢の変化やニーズに対応した職業能力開発に関する研修を充実するとともに、積極的に情報提供を行います。

事業者に対し、従業員の能力開発において、女性の参加機会が確保されるよう働きかけます。

施策の方向と施策

4) 柔軟な就業形態の推進や再就職への支援

パートタイム労働者等の適切な処遇・労働条件の確保のため、関係機関と連携して法制度の周知や情報提供を進めます。

また、フレックス・タイム制度^(注7)など柔軟な就業形態、情報通信機器を利用した新しい就業形態、再雇用、再就職がスムーズに行われるような雇用システムなどの調査・研究を行います。

施策

関係機関との連携をはかりながら、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」等の周知徹底をはかるとともに、賃金や労働時間等の労働条件の明確化を進めます。

パートタイム就労希望者に対し、相談、情報提供、紹介などのサービスを提供します。

在宅勤務、SOHO^(注8)等新しい就業形態について、情報を提供するとともに、必要に応じてその実態を調査します。

関係機関と連携しながら、ワーク・シェアリング、フレックス・タイム制度、再雇用、再就職がスムーズに行われるような雇用システムの調査研究を行います。県において柔軟な就業形態等の導入について検討を進めます。

5) 両立支援制度の普及と労働時間短縮の促進

男女が家庭や地域における生活を大切にし、育児・介護休業制度等をともに活用できるよう普及を進めるとともに、企業に対する支援を行います。

また、完全週休2日制の普及・定着など労働時間の短縮を促進します。

施策

家庭や地域における生活の大切さについて、普及啓発を行います。

育児・介護休業制度など、職業生活と家庭生活の両立支援制度の普及に努めるとともに、企業等に対して男女が制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組むよう働きかけます。

労働時間の短縮に向けて、完全週休2日制の普及・定着、年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間の削減等が、着実に進むよう啓発を行います。

再雇用制度について、先進事例を調査・検討し、モデルプランの作成などを通じて普及を促進します。

関係機関と連携しながら、事業所内託児施設助成金、育児・介護費用助成金等両立を支援する制度の普及を促進します。

県が率先して労働時間の短縮を進めます。

III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

1 現状と課題

農林水産業、商工業等家族的経営の事業に従事する女性は、生産や経営の主要な担い手として重要な役割を果たしています。しかし、経営における方針決定などは、男性中心に行われることが多く、事業活動、地域活動、家事などで女性が果たしている役割についても適正に評価されていないことが少なくありません。

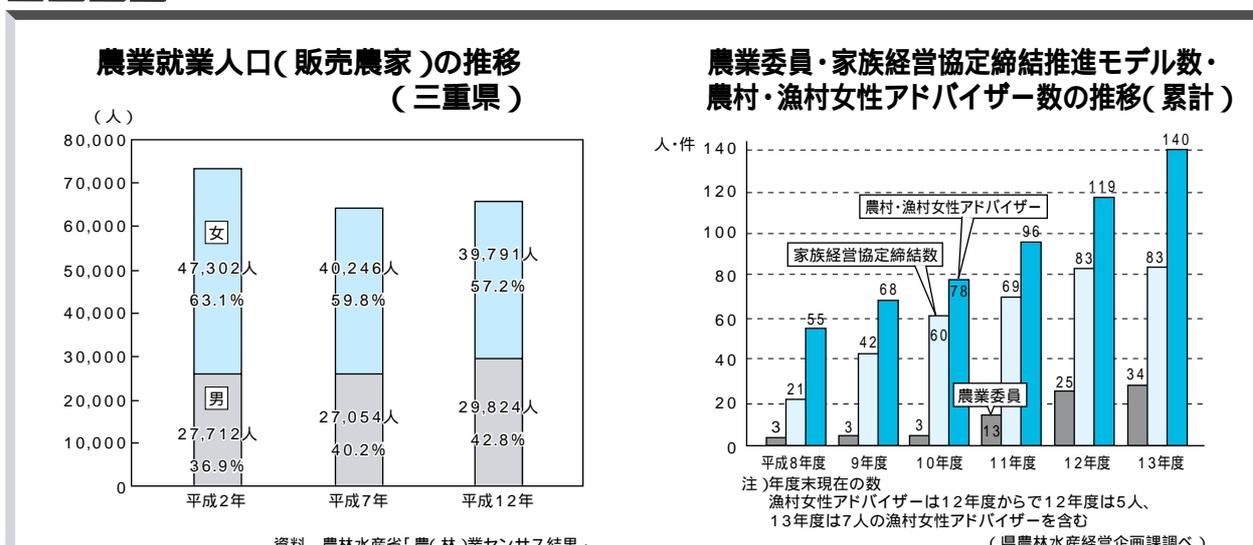
また、事業活動と家庭生活との区があいまいで、労働時間や休日等の就業条件や収益の分配等が不明確になりがちです。

県では、「三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標」(注9)に基づき、家族経営協定(注10)の締結推進、農村、漁村女性アドバイザーの認定(注11)、農業委員への女性登用等の取組を進めていますが、今後一層の取組が必要です。

商工業等についても、こうした取組を参考に、家族的経営に対する支援を検討する必要があります。

また、方針決定の場への女性の参画を拡大していくためには、女性自身の参画意識や能力の向上をはかるとともに、地域や組織等に残る固定的な性別役割分担意識の変革を進めるための普及啓発が必要です。

DATA



2 2010年度の目標

地域・社会

固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行が見直され、農業委員会をはじめ地域における方針決定の場で男女共同参画が進んでいます。

家庭

働く場

男女が性別にかかわらず、個性と能力を生かして役割を分担し、貢献に応じた正当な評価が行なわれています。

3 施策の方向等

施策の方向と施策

1) 方針決定の場への男女共同参画の推進

男女共同参画意識の普及啓発を進めるとともに、参画を妨げる地域の慣行の見直しを進めます。

また、女性リーダーの育成や能力向上の機会を充実します。

施策

地域社会において男女共同参画が実現できるように、地域の慣行の見直し、意識の醸成を促進するような普及啓発を実施します。

農山漁村におけるパートナーシップ指標に定められた農村、漁村女性アドバイザーの育成、家族経営協定推進モデル農家数、農業委員への女性登用等の目標達成に向けて取組を進めます。

市町村、関係団体に対して、方針決定の場へ女性の登用が進むよう働きかけや支援を行います。

女性が方針決定の場へ参画する意識を高めるとともに、経営能力の向上をはかるための研修を行います。

女性リーダーを養成するとともに、交流、連携、ネットワークづくり等の支援や相談体制の充実をはかります。

施策の方向と施策

2) 経営能力や技術の向上支援

男女共同参画を進めるため、農林水産業や商工業に従事する担い手の能力の向上をはかります。

施策

女性の参画機会の確保に配慮しながら、生産や経営に関する知識や技術についての研修を計画的に実施します。

市町村や関係団体に対し、技術向上の機会への女性の参画を促進するよう働きかけます。

3) 家族的経営における役割の評価と就業環境の整備

男女がその役割に応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営等に参画できるような環境を整備します。

施策

各構成員の役割分担や収益の分配方法、労働時間や休日等を明確にし、一人ひとりがその役割に応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営に参画できるよう、家族経営協定の普及等必要な支援を行います。

酪農ヘルパー制度(注12)などの労働力補完システムの整備に努めます。

4) 起業家等に対する支援

男女の起業を支援するため、各種支援制度について情報提供を行うとともに、必要な知識や技術の指導・助言などを行います。

施策

起業家に対する各種支援制度を充実するとともに、情報提供を行います。

団体等が実施する起業家に対する研修や支援について、女性の参画への配慮を働きかけます。

起業をめざす人びとに対して、情報提供、研修機会を充実します。

Ⅳ 家庭・地域における男女共同参画の推進

1 現状と課題

家庭・地域は、社会を構成する基礎であり、生活の基本的な場です。

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが自らの意思でその生き方を選択できるようにするとともに、家族が相互に協力し、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、職業生活その他の活動とバランスのとれた生活ができるようにすることが重要です。

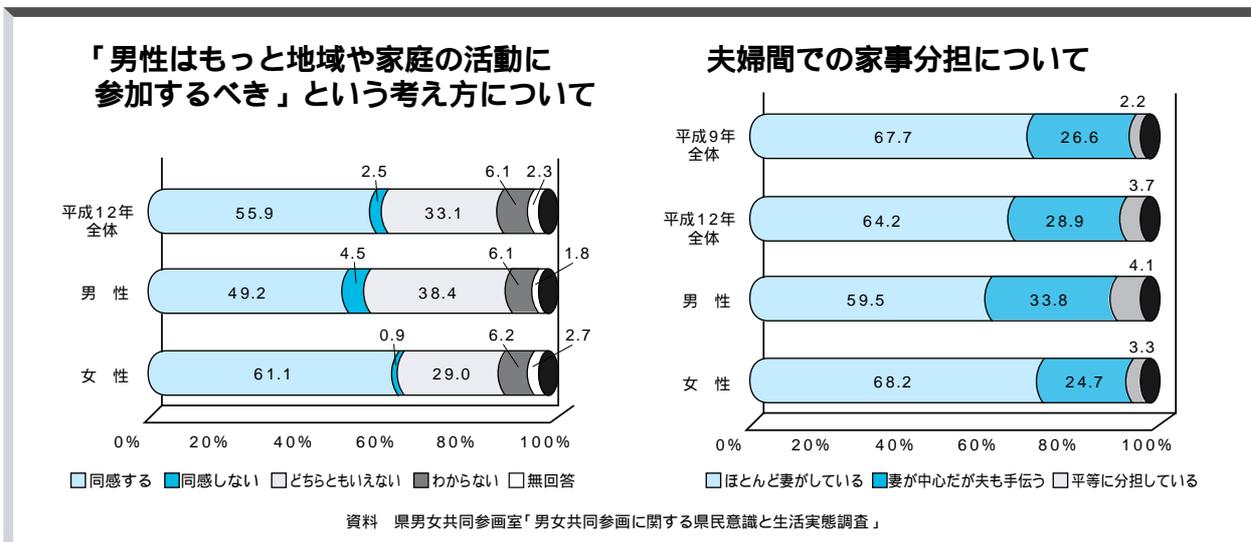
しかしながら、家事・子育て・介護等の多くは、職業の有無にかかわらず、女性が担っている現状があります。

一方、少子高齢化が急速に進んでいます。また、核家族の増加、地域の人間関係の希薄化などもあって、家庭・地域における子育て、介護、教育等の機能低下や家族の孤立化がさまざまな問題を提起しています。

子育てや介護について、家族の多様化、ライフスタイルの変化等に伴う多様なニーズに的確に対応するとともに、地域や社会全体で支援していくという気運としくみづくりが必要です。

こうした地域づくりについては、近年、注目されているNPO(注3)活動やボランティア活動などの貢献が期待されています。

DATA



2 2010年度の目標

地域・社会

男女が共に積極的に地域活動に参画し、子育て、介護、教育等について互いに支え合う地域づくりが進められています。

家庭

一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、職業その他の活動とバランスのとれた生活を営んでいます。

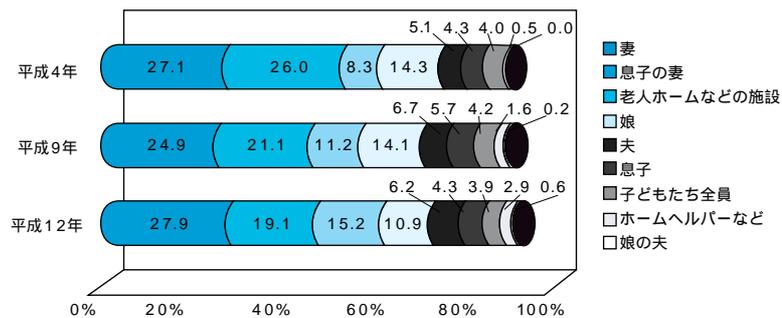
男女が、必要に応じて社会的支援を受けながら、協力して子育てや介護の責任を果たせる環境が整っています。

働く場

男女が共に家庭や地域生活を大切にするという意識が浸透し、多様な働き方ができる職場環境が整っています。

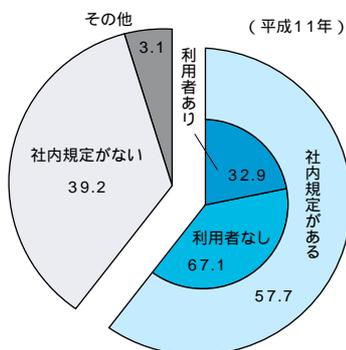
DATA

主に高齢者等の世話をする人



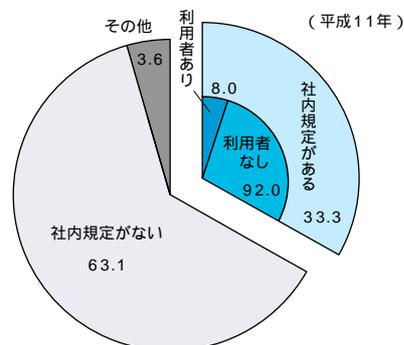
資料 県男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」

育児休業制度について



資料：県勤労福祉課「女性の就労環境実態調査」

介護休業制度について



資料：県勤労福祉課「女性の就労環境実態調査」

3 施策の方向等

施策の方向と施策

1) 家庭、職場、地域におけるバランスのとれた生活への支援

家族を構成する男女が、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、それぞれの選択により、家庭、職場、地域などにおいてバランスのとれた生活をおくることができるよう支援します。

施策

家庭や地域における生活の大切さについて、「家庭の日」(注13)等を通じて、社会的気運を高めるよう普及啓発を行います。

男女が、子育て、介護、家事等の家庭における活動について、家族の一員として相互に協力しながら、責任を果たす意識および社会全体で支援する意識を高めるため、啓発を行います。

また、学校教育、生涯学習を通じた取組を進めます。

育児・介護休業制度の普及啓発を進めます。

育児や介護等に関する各種サービスについての相談、情報提供を充実します。

2) 多様なニーズに対応した子育て支援

子育てに関する相談・支援体制を整備するとともに、ニーズに対応した多様な保育サービスを充実します。

また、地域に密着した多目的に利用できる子育て支援施設の整備を促進します。

施策

地域子育て支援センター(注14)等において、育児に関する相談指導、情報提供、子育てサークルへの支援などを行います。

電話による家庭教育・子育て・いじめ・子ども自身の悩み等についての相談を充実します。

多様なニーズに対応できるよう施設整備を進めるとともに、低年齢児保育、延長保育、一時的保育、休日保育、病気回復期保育等、多様な保育サービスの充実を促進します。

放課後児童クラブ(注15)の開設、運営に対する支援を行うとともに、指導員に対する研修を充実します。

地域における子育ての相互扶助活動として行われるファミリー・サポート・センター(注16)の設置を促進します。

地域における青少年健全育成活動を推進します。

施策の方向と施策

3) 介護を支援する環境の整備

介護保険制度の普及啓発と着実な運用を行うとともに、介護に関するサービスの情報提供や相談・支援体制の整備を促進します。

施策

介護保険制度、介護サービス、各種施設等の情報を積極的に提供します。

介護についての県民からの相談に的確に対応するとともに、市町村が行う相談・苦情への対応を支援します。

介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた家庭で生活できるように在宅サービスを充実するとともに、特別養護老人ホーム(注17)、介護老人保健施設(注18)等、関連施設の整備を推進します。

介護サービスの質の向上のため、専門職員の人材確保と研修の充実を支援します。

市町村に設置されている在宅介護支援センター(注19)を中心に、介護知識や介護技術の普及をはかります。

4) 男女共同参画の地域づくりの支援

男女が共に参画し、住民が相互に助け合うことができる地域づくりを支援するとともに、NPO、ボランティア等の活動を支援します。

施策

男女が共に地域づくりに参画していくための普及啓発を行うとともに、男女共同参画を阻害する要因となっている慣行の見直しを促進します。

男女が、多様な活動に参加しやすいよう、託児サービスの提供、ベビーシートの設置などソフト・ハード両面での環境整備を促進します。

NPO、ボランティア等による男女共同参画の地域づくりを支援します。

NPO、ボランティア活動についての情報提供、相談、研修等を行います。

V 人権の尊重と心身の健康支援

V-I 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

1 現状と課題

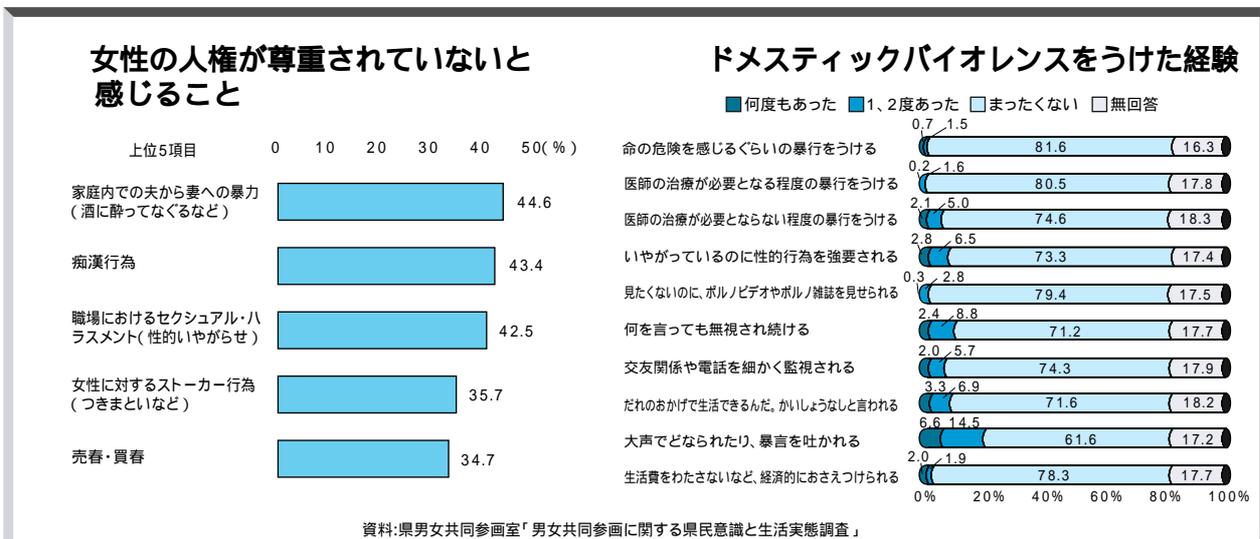
暴力はその対象の性別や被害者、加害者の間柄を問わず、重大な人権侵害であることは言うまでもありませんが、ドメスティック・バイオレンス(注20)やセクシュアル・ハラスメント(注1)は、性別による固定的な役割分担意識や経済格差などの男女が置かれた状況に根ざしている場合が多く見られます。

女性相談所や男女共同参画センターなどの相談機関における配偶者からの暴力に関する相談は、年々増加しています。さらに、2000年度(平成12年度)に行った県民意識と生活実態調査によると「命の危険を感じるぐらいの暴行を受けた」「医師の治療が必要となる程度の暴行を受けた」と答えた人は合わせて4%あり、深刻な状況にあります。

こうした状況に対応するため、2001年(平成13年)4月に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(いわゆるDV防止法)に基づき、総合的な対策を進めていく必要があります。今後、相談支援体制の周知や充実をはかるとともに、人権を尊重する意識の普及啓発をさらに充実することが求められます。

また、雇用の分野に限らず、地域や日常生活の場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、排除および防止に取り組むとともに、性犯罪、売買春、ストーカー等の防止についても、さらに取組を進める必要があります。

DATA



2 2010年度の目標

地域・社会

人権が尊重され、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントを許さないという意識が浸透しています。また、相談・支援体制が整備されています。

家庭

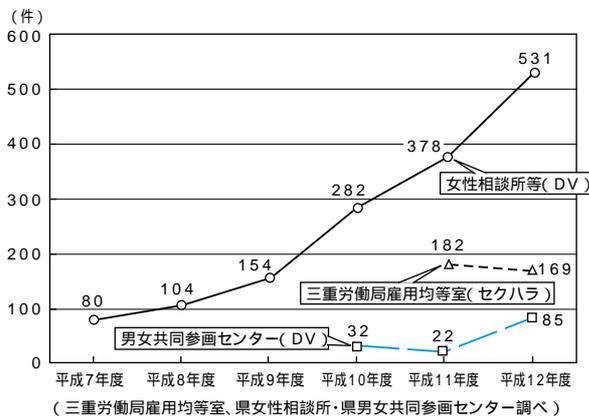
家庭の一人ひとりが、互いにその人格を尊重しあって生活しています。

働く場

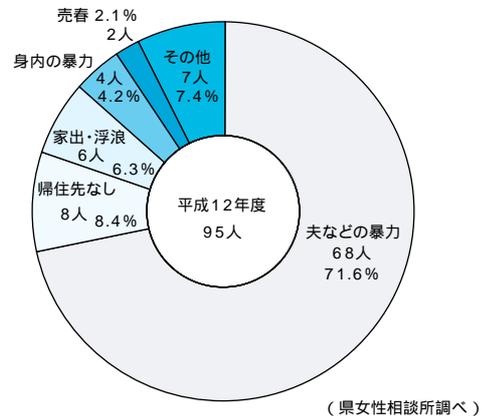
セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという意識が定着し、防止、相談、支援体制が整備されています。

DATA

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント相談件数の推移



女性相談所理由別一時保護人数



3 施策の方向等

施策の方向と施策

1) 関係機関の連携による支援体制等の整備

人権を尊重する意識、暴力を許さない意識の浸透をはかるため、性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握し、必要な相談、援助体制を整備するとともに、啓発、研修を行います。

施策

性別に基づく暴力や性的いやがらせについての実態を把握するため、調査を実施します。

相談機関相互の連携組織を設立するなど、相談、援助体制の整備をはかります。民間相談機関との連携について調査検討します。

警察、地方自治体、法曹界、医療関係者等からなる犯罪被害者支援連絡協議会を活用し、相互に連携しながら、被害者に対する支援、援助を実施します。

相談機関および関係機関の職員に対して専門性を高めるための研修や二次被害を防止するための研修を実施します。

各種広報手段を活用し、相談窓口や支援制度の広報を行います。

人権尊重、男女共同参画についての教育・啓発を推進するとともに、自己尊重講座等の研修の充実をはかります。

非暴力プログラムの調査研究を進め、暴力によらない自己表現能力の向上など、加害者に対する指導、援助を行います。

2) ドメスティック・バイオレンス対策の推進

DV防止法に基づいて、保健・福祉・医療・警察等の連携をはかりながら、総合的な取組を進めます。

また、市町村やNPO(注3)などとの連携により、一時保護体制の整備充実をはかります。

施策

女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、相談やカウンセリング、被害者およびその家族の一時保護、情報提供などの機能を充実強化します。

女性相談所、各県民局保健福祉部など関係機関相互の連携を強化しながら、被害者等の自立支援を行います。また、必要に応じて、一時保護、施設入所などの支援を行います。

医療機関、配偶者暴力相談支援センター、警察等関係機関相互の通報連絡体制の整備を進めます。

相談機関の相互の調整をはかりながら、研修、情報交換等を行います。

NPOとの連携を進める中で、被害者の保護等を行うシェルターの設置運営について、検討を行います。

施策の方向と施策

3) セクシュアル・ハラスメント対策の推進

雇用の場をはじめ、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメントの排除、防止等の対策を促進します。

施策

セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であるという観点から、その防止について普及啓発を実施します。

事業者等に対して、改正雇用機会均等法の趣旨に基づく対応を適切に講じるよう、関係機関との連携をはかりながら、相談、指導、啓発を行います。

地域等、雇用の場以外でのセクシュアル・ハラスメントについての相談および支援体制を整備充実します。

4) 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

男女共同参画を推進する観点から、性の商品化、暴力志向を助長するような環境の改善に取り組みます。

また、性犯罪、売買春、ストーカー等に対する取組を推進します。

施策

「三重県青少年健全育成条例」等により有害な図書などを指定するとともに、関係業界の自主規制の促進をはかります。

市町村青少年補導センターなどの関係機関、団体、ボランティア等と連携協力しながら、性や暴力等の行為を誘発、助長する有害な環境の浄化活動を推進します。

被害者等に対する相談体制の整備を進めるとともに、防止対策の普及を推進します。

また、女性の相談員の設置など、被害者が相談しやすい体制の整備を進めます。

ちかん等の路上犯罪を防止するため、街灯の設置など環境の整備に努めます。

売買春防止についての普及啓発活動を推進するとともに、相談等の支援を行います。

また、必要に応じ保護を行うとともに、指導や就職の援助などを行うことにより、更生、自立を支援します。

児童買春、児童ポルノに係る行為の防止に努め、被害児童の保護や支援を行います。

V-II 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

1 現状と課題

生涯にわたって健康で過ごすことができること、また、病気になったり、介護が必要になったときでも安心して必要な支援を受けられることは、男女が個性と能力を生かしていきいき暮らしていくために大切なことです。そのためには、一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組むとともに、健康づくりのための必要なサービスや情報提供、支援を受けられる体制の整備が必要です。

また、女性は、妊娠や出産など男性とは異なる機能を有することから、男女が互いの身体的特性を十分理解し、認識を深めていくことが必要です。

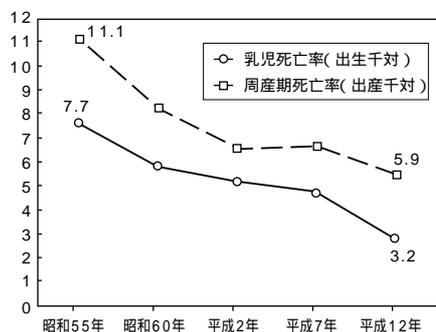
特に、現在は性に関する情報が氾濫し、興味本位の性に関する情報を得る機会が多くなっており、若年層の望まない妊娠や性感染症が増加する傾向にあります。男女が性に関する正しい知識と理解を深めるため、学校などでの成長段階に応じた教育が必要です。

高齢社会を迎え、高齢者の増加、特に高齢者だけの世帯や高齢単身者が増加しています。誰もが安心して高齢期を迎えることができるよう、健康管理、家事などの生活能力を身につけるとともに、経済的にも自立できるような支援が必要です。また、介護保険制度の着実な実施、バリアフリー（注21）などの環境整備が求められます。

さらに、単身世帯、ひとり親世帯、障害者、低所得者など実態に応じた柔軟で的確な生活支援が求められます。

DATA

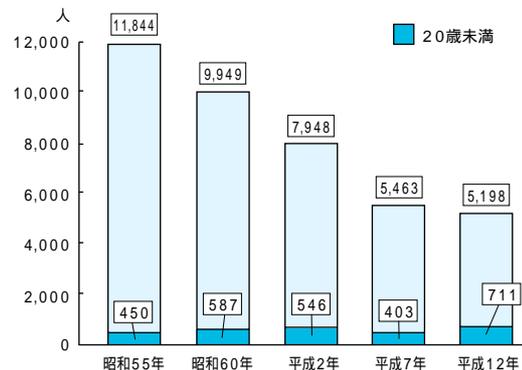
乳児死亡率・周産期死亡率の推移
(三重県)



注)周産期死亡数:妊娠満22週以後の死産と生後1週間未満の死亡数の合計(平成2年以前は28週以後)

(県健康対策課調べ)

人口妊娠中絶件数と20歳未満の中絶状況
(三重県)



(県健康対策課調べ)

2 2010年度の目標

地域・社会

生涯にわたって健康で過ごすための支援、病気や介護が必要になったときの支援が充実しています。

家庭

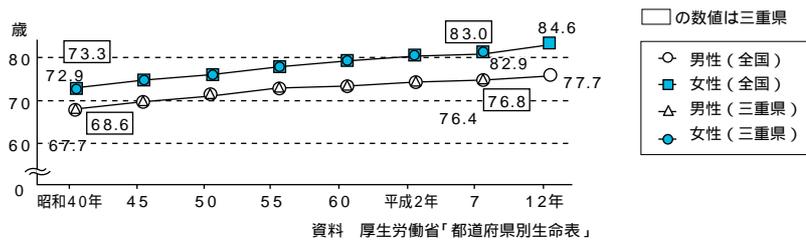
一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組むとともに、必要な支援を受けながら、家族が互いに助け合って生活しています。

働く場

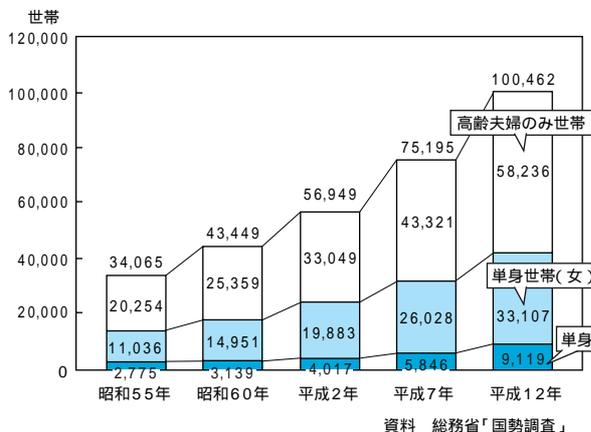
職場において、働く人の健康の保持、増進に配慮がなされています。

DATA

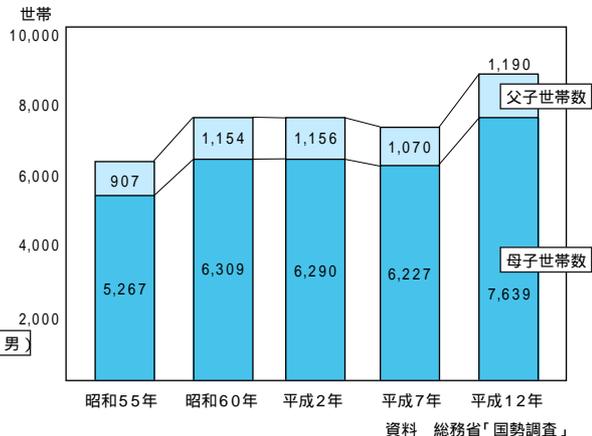
平均寿命の年次推移



高齢単身・高齢夫婦世帯数の推移(三重県)



ひとり親世帯数の推移(三重県)



3 施策の方向等

施策の方向と施策

1) 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援

県民一人ひとりの健康管理・保持・増進に関する情報提供、支援を行います。

施策

県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、普及啓発、環境の整備などを市町村や関係団体、NPO等との協働により推進します。

非就労者や家族従業者の健康管理を促進するようなくみづくりについて検討します。

育児、介護、仕事等から生じるストレスに対して精神衛生面からの健康支援を充実します。

県民の多様化したスポーツニーズに応え、だれもが、いつでも、どこでも、主体的にスポーツに親しめる機会と場所を提供し、健康づくりを進めます。

2) 性と生殖に関する健康対策の充実

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利 注22）に配慮しつつ、性に関する正しい知識の教育、普及・啓発を行なうとともに、健康対策を充実します。

施策

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報を収集し、県民に提供します。

児童・生徒の発育段階に応じて、性に関する正しい知識と理解を深めるための教育を実施します。

そのため、指導内容、方法等について教員に対する研修を充実します。

避妊、性感染症に対する知識の普及など、性に関する正しい情報の普及・啓発を進めます。

安全安心な妊娠・出産を確保するため、母子保健サービスの充実を支援するとともに、周産期医療体制の整備をはかります。

不妊による悩みに対するカウンセリングを実施するとともに、医療機関や治療法を選択することができるよう情報提供を充実します。

施策の方向と施策

3) 自立のための生活支援

高齢者、障害者等が安全で快適に暮らすことができるよう生活環境の整備を推進します。

また、高齢者、母子・父子などのひとり親家庭、障害者などに対する支援を充実します。

施策

県有施設のバリアフリー化を進めるとともに、県営住宅については、段差の解消や階段の手すり設置等高齢者等に配慮した住宅として整備します。

バリアフリーに配慮した住宅の普及を促進するため、融資制度などの情報提供を行います。

高齢者や障害者の地域における交流拠点づくり、安否を確認する社会システムづくりの検討を行います。

また、交通機関や地域のバリアフリー化を促進します。

高齢者や障害者の就労支援を行うとともに、障害者本人や保護者からの相談体制を充実します。

年金制度の周知徹底をはかるとともに、加入促進のための啓発広報に努めます。

家計管理や生活設計等に関する情報を提供します。

母子・父子家庭に対して、相談指導体制の充実、医療費の助成などの生活支援を行います。



第3章 計画の推進

施策の方向と施策

1) 県の推進体制の充実と率先実行

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、体制を充実するとともに、県のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう職員の理解を深めます。さらに、県が率先して、男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを進めます。

施策

知事を議長とする庁内推進組織「三重県男女共同参画推進会議」を活用し、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。

県民局において男女共同参画を進める体制を整備し、男女共同参画施策を効率的に実施します。

各部局において男女共同参画を重要な課題としてとらえ、男女共同参画に関する施策の進行管理等を行います。

県職員が男女共同参画について理解を深めるとともに、男女共同参画の視点に立って各種施策の策定・実施にあたるため、体系的な研修を充実します。

女性職員の登用、職域拡大等を進めます。

育児休業や介護休業制度を取得しやすい環境整備を進めるとともに、SOHO(注8)や短時間労働等柔軟な雇用形態の導入について検討を進めます。

セクシュアル・ハラスメント(注1)について相談体制を充実するとともに、防止のための研修を実施します。

2) 実施計画の策定

男女共同参画基本計画の着実な推進をはかるため、実施計画を策定します。

施策

施策の目標と事業の推進方向を明らかにするとともに、その計画的な推進をはかるため、期間を定めて実施計画を策定します。

施策の方向と施策

3) 男女共同参画に関する施策の進捗状況、効果についての評価の実施

男女共同参画に関する施策の進捗状況について、報告書を作成し、公表します。
また、男女共同参画に関する施策を着実に実施するため、効果的な評価方法を検討し、実施します。

施策

男女共同参画に関する施策の進捗状況を明らかにするため、三重県男女共同参画白書（仮称）を作成し、公表します。

男女共同参画に関する施策の進捗状況や効果について、「三重県男女共同参画審議会」において評価の方法等を検討し、実施します。

評価の結果を県民に公表し、今後の施策に反映させます。

4) 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供

男女共同参画に関する調査を定期的実施するとともに、統計資料を収集し、県民等に情報提供します。

施策

男女共同参画に関する県民の意識や実態等を定期的に調査します。

国、都道府県、市町村、企業、団体等の情報を収集、整理し、県民等に提供します。

5) 男女共同参画に関する相談・苦情への対応

男女共同参画に関する相談や苦情について適切な対応を行います。

施策

男女共同参画に関する県の施策について、相談・苦情窓口を明確にし、適切な対応を行います。

県民からの男女共同参画に関するさまざまな相談に応じる体制や機能について、現状を点検、整理し、充実をはかります。

施策の方向と施策

6) 市町村との協働

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、市町村と協働するとともに、情報提供などの支援を行います。

施策

県と市町村との連携を強化し、男女共同参画の推進に協働して取り組みます。
男女共同参画に関する施策の充実および推進体制の整備について、市町村に働きかけます。

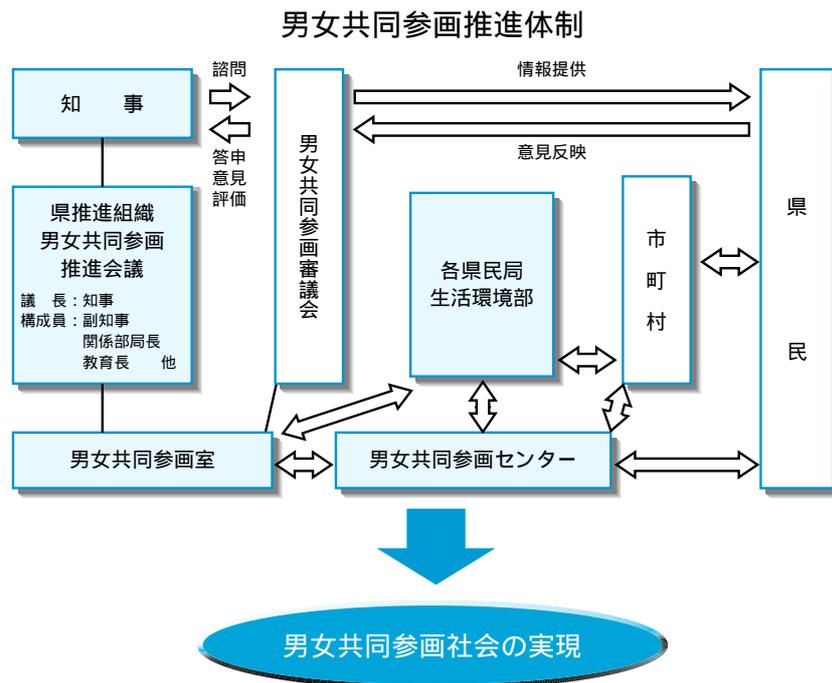
市町村の主体性に配慮しつつ、男女共同参画施策の推進、条例や計画策定等に対する支援を行います。

7) NPO、各種団体等との連携

県内各地で男女共同参画への取組が行われるよう、県民やNPO(注3)等の活動を支援するとともに、連携、協働を進めます。

施策

NPO、各種団体、グループ等の活動と相互の連携を支援します。
NPO、各種団体、グループ等と連携を強化し、協働で事業を実施します。



施策の方向と施策

8) 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実

男女共同参画を進める拠点として、情報提供、啓発、研修、交流、調査研究、相談等、男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能を充実します。

施策

男女共同参画センターの役割、事業について検討を行い、県内全域を対象としたセンター機能を充実します。

情報ライブラリーを充実するとともに、ホームページ、広報誌等多様な媒体を利用した情報提供を進めます。

県民ニーズの把握に努め、幅広い参加が得られるよう、多様な研修・講座を実施します。

NPO、各種団体、グループ等の活動を支援するとともに、交流機会や場の提供などネットワークづくりを支援します。

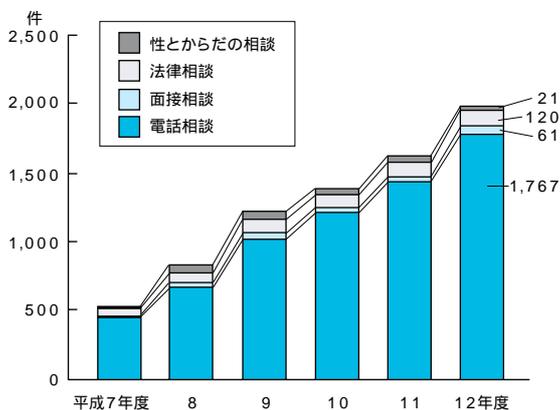
男女共同参画に関する調査研究を充実するとともに、NPO、各種団体等が行う調査研究活動を支援します。

相談事業の充実と各種相談機関との連携強化を進めます。

NPO、企業、各種団体、グループとの協働を進めるとともに、国、市町村、関係機関との連携を強化します。

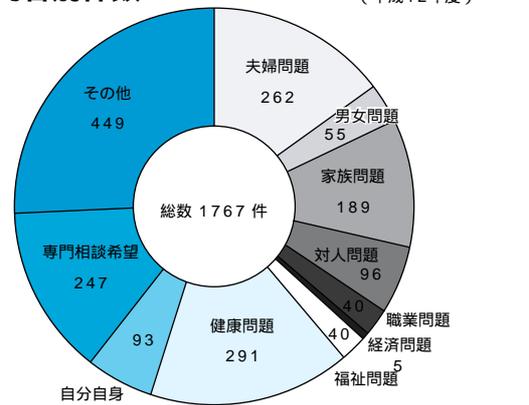
DATA

男女共同参画センター相談件数の推移



資料(男女共同参画センター調べ)

男女共同参画センターの電話相談の内容別件数



(県男女共同参画センター調べ)

(参考)用語の説明

(注1) セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な発言や行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、性的な冗談やからかいなど、さまざまなものが含まれる。1999年(平成11年)4月からの改正男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために事業主の雇用管理上の配慮義務が課せられている。

(注2) ポジティブ・アクション

積極的改善措置。社会のさまざまな分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

(注3) NPO

行政・企業とは別に社会活動をする非営利の民間組織。1998年(平成10年)、こうした組織に法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)が成立。福祉、環境、まちづくり、男女共同参画などさまざまな分野で活動を行っている。

(注4) エンパワーメント

力をつけること。政策・方針決定の場に参画できる能力などを身に付けること。また、それによって個人が力を持った存在になること。

(注5) メディア・リテラシー

膨大な情報の中から、必要な情報を選択し、主体的に読み解く力。

(注6) ワーク・シェアリング

仕事の分かち合いのこと。一人ひとりの労働時間を短縮することにより、全体としての雇用者数の維持・拡大をはかろうとする考え方。

(注7) フレックス・タイム制度

労使間の協定により労働者が一週、一月などを単位にして一定の時間帯の中で勤務の開始と終了を自由に選択できる制度。

(注8) SOHO

情報通信技術を利用した、時間や場所にとらわれない遠隔型の就業形態。(Small Office Home Office)

(注9) 三重県の農山漁村における パートナーシップ指標

県が農山漁村において男女共同参画を推進するための環境づくりの一環として目標を数値化して定めたもの。農村、漁村女性アドバイザー、女性農業委員、家族経営協定締結農家等について目標を設定。

(注10) 家族経営協定

農業経営の方針や役割分担、収益の分配方法、労働時間・休日などの就業条件、生活運営等について、家族構成員の話し合いにより取り決めて、明文化すること。

(注11) 農村、漁村女性アドバイザー

農業経営および農村生活の向上に意欲的に取り組んでいる女性を「三重県農村女性アドバイザー」として知事が認定している。農業者に対する指導助言、活力ある農村社会づくりのための地域活動の実践、農村の活性化について行政等への提言などの役割を担って、地域のリーダーとして活動している。

なお、漁村においては、「三重県漁村女性アドバイザー」が同様の役割を担っている。

(注12) 酪農ヘルパー

酪農家が休みをとる際に、酪農家に代わって搾乳や飼料給与などの作業を行う仕事に従事する人。

(注13) 家庭の日

三重県では、青少年健全育成条例で毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、健全な家庭環境づくりの促進に努めている。

(注14) 地域子育て支援センター

市町村の指定により、地域におけるすべての子育て家庭を対象に、育児相談を含む総合的な子育て支援を行う保育所等。

(注15) 放課後児童クラブ

親が働いていて放課後の保育が十分保障されない小学校低学年児童に対し、家庭にかわる保育を行う施設・事業。

「学童保育」とも呼ばれている。

(注16) ファミリー・サポート・センター

保育等について、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、地域において相互援助活動を行う組織。

(注17) 特別養護老人ホーム

65歳以上で、常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な人が入所する施設。

(注18) 介護老人保健施設

要介護認定を受けた人が入所する施設。リハビリテーション、看護・介護を中心とした医療ケアを受けることができる。

(注19) 在宅介護支援センター

在宅の寝たきり高齢者や介護者などに対し、介護に関する総合的な相談に応じ、各種の保健福祉サービスを総合的に提供できるよう、市町村やサービス提供機関などとの連絡調整を行う機関。

(注20) ドメスティック・バイオレンス

夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力などをいう。略してDVとも言われている。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では配偶者等からの身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすものが対象。

(注21) バリアフリー

高齢者や障害者等が社会生活を営む上ですべての物理的、社会的、制度的、心理的障壁（バリア）をなくすこと。ここでは、バスの低床化や道路の段差をなくすなど物理的な障壁をなくすことをいう。

(注22) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年（平成6年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。

リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の生涯にわたる健康の自己決定権を保証する考え方。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的および社会的に良好な状態にあることを意味する。リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人びとの人権と位置づける理念である。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことが含まれており、また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

參考資料



国際婦人年から今日までのあゆみ

年度	世界の動き	日本の動き	三重県の動き
1975 (S50)	「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」 「婦人問題担当室」発足	
1977 (S52)		「国内行動計画」策定	「婦人関係行政推進連絡会議」 設置
1979 (S54)	国連総会で女子差別撤廃条約 採択		「三重県婦人対策の方向」(県 内行動計画)策定
1980 (S55)	「国連婦人の十年中間年世界 会議」開催(コペンハーゲン)	「女子差別撤廃条約」署名	
1985 (S60)	「国連婦人の十年最終年世界 会議」開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナ イロビ将来戦略」採択	男女雇用機会均等法公布 女子差別撤廃条約批准	
1986 (S61)		男女雇用機会均等法施行	
1987 (S62)		「西暦2000年に向けての新国 内行動計画」策定	「みえの第2次行動計画-アイ リスプラン」策定
1990 (H2)	「ナイロビ将来戦略に関する 第1回見直しと評価に伴う勧告 及び結論」採択		
1991 (H3)		「育児休業等に関する法律」公布 「西暦2000年に向けての新国内行 動計画(第1次改定)」決定	
1992 (H4)		「育児休業等に関する法律」 施行	
1994 (H6)		総理府に「男女共同参画推進本部」設置 「男女共同参画室」発足	三重県女性センター開館
1995 (H7)	「第4回世界女性会議」開催 (北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	育児休業法の改正(介護休業 制度の法制化)	「みえの男女共同参画推進プ ラン-アイリスプラン21」策定 (第3次)
1996 (H8)		「男女共同参画2000年プラン」策定 男女共同参画推進連携会議(えがり てネットワーク)発足	
1997 (H9)		「男女共同参画審議会設置法」 施行	
1998 (H10)			アイリス21推進連携会議(ア イリスネットワーク)設置
1999 (H11)		「改正男女雇用機会均等法」施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行	
2000 (H12)	国連特別総会「女性2000年会議」 開催(ニューヨーク)「政治 宣言」「成果文書」採択	「男女共同参画基本計画」策定	三重県男女共同参画推進条例 公布 日本女性会議2000津開催
2001 (H13)		内閣府に男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護に関する法律」の施行	三重県男女共同参画審議会設置 「女性センター」を「男女共同 参画センター」に改称 男女共同参画基本計画策定

三重県男女共同参画基本計画の策定経過

	男女共同参画審議会	県 議 会	備 考
平成13年 2月15日	第1回審議会 ・基本計画策定にあたっての基本的な考え方について諮問	第1回定例会 生活振興常任委員会 少子・高齢化・男女共同参画特別委員会 ・男女共同参画審議会設置について	
3月7日	第2回審議会 ・専門部会の設置		
3～5月	3つの専門部会での審議		
6月11日	第3回審議会 ・中間どまりまとめ(案)について ・県民の意見を聴く会について	第2回定例会 生活振興常任委員会 ・男女共同参画基本計画(仮称)策定に向けての取組について	
7月6日	中間どまりまとめの公表		
7～8月	県民意見の反映 ・県民の意見を聴く会の開催 ・インターネット、FAX等による県民意見の募集	少子・高齢化・男女共同参画特別委員会 ・男女共同参画基本計画(仮称)策定に向けての取組について	
9月		第3回定例会	
9月13日	第4回審議会		
9月28日	基本計画策定にあたっての基本的な考え方について答申		
10月		生活振興常任委員会 ・基本計画策定に向けての取組について ・三重県男女共同参画審議会答申の概要	
11月			
11月29日	第5回審議会 ・三重県男女共同参画基本計画(仮称)素案について状況報告	第4回定例会 生活振興常任委員会、少子・高齢化・男女共同参画特別委員会連合審査 ・男女共同参画基本計画(仮称)素案について	
12月		少子・高齢化・男女共同参画特別委員会 生活振興常任委員会	パブリック コメント (12/1～21)
12月27日	第6回審議会 ・三重県男女共同参画基本計画(仮称)原案)について諮問		
平成14年			
1月18日	第7回審議会		
1月21日	三重県男女共同参画基本計画(仮称)原案)について答申		
2月		第1回定例会 少子・高齢化・男女共同参画特別委員会 生活振興常任委員会	
3月14日	第8回審議会 ・三重県男女共同参画基本計画(仮称)第一次実施計画(素案)について	・男女共同参画基本計画(仮称)案について ・男女共同参画基本計画(仮称)第一次実施計画(素案)について	基本計画の 策定・公表

諮 問 書

男女共第 130号

三重県男女共同参画審議会

三重県男女共同参画推進条例（平成12年三重県条例第73号）第13条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮問

「三重県男女共同参画基本計画（仮称）」（原案）について、貴審議会の意見を求めます。

理由

三重県は貴審議会からの答申「三重県男女共同参画基本計画（仮称）の策定にあたって」をもとに「三重県男女共同参画基本計画（仮称）」（素案）を作成し、パブリックコメント等を経て「三重県男女共同参画基本計画（仮称）」（原案）を作成しました。

つきましては、この「三重県男女共同参画基本計画（仮称）」（原案）について、貴審議会のご意見をお示し下さい。

平成13年12月27日

三重県知事 北 川 正 恭

平成14年 1月21日

三重県知事 北川正恭 様

三重県男女共同参画審議会
会 長 武村 泰男

「三重県男女共同参画基本計画(仮称)」「(原案)」について(答申)

平成13年12月27日付け男女共第130号で諮問されたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

本審議会において、「三重県男女共同参画基本計画(仮称)」「(原案)」について慎重に審議した結果、平成13年9月28日に答申した「「三重県男女共同参画基本計画(仮称)」の策定にあたって」の趣旨に沿うものであり、概ね妥当であると判断した。

今後、県が基本計画を策定、推進するにあたって、本審議会での審議を反映させるよう配慮を求めるとともに、特に次のことについて要望する。

1 数値目標について

基本計画の着実な進行を確保するとともに、施策の実施状況に関する評価を行なうためには、具体的な目標設定が必要であり、本審議会においても、また、県民等からの意見でも、数値目標の設定について要望があった。

このため、実施計画の策定にあたっては、具体的な目標を明確にするとともに、指標などを掲げ、基本計画の進行管理に努められたい。

2 推進体制の整備について

基本計画を総合的に推進するため、県の推進体制を充実するとともに、県のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されるよう職員の理解を深める対策を充実されたい。

三重県男女共同参画審議会委員名簿

任期 平成13年2月15日～平成15年2月14日

平成14年3月20日現在
(敬称略 50音順)

氏 名	所 属 等	備 考
池 田 早 苗	伊勢市企画調整部男女共同参画課長	
稲 垣 保 子	日本労働組合総連合会三重県連合会副事務局長	
上 田 良 夫 (梅田 国清)	NHK津放送局副局長 NHK津放送局副局長	13.6.8から 13.6.7まで
岡 本 萬 里 子	農村女性アドバイザー	部会長
加 藤 謙 一	弁護士	
亀 山 裕 美 子	公募委員	
川 村 輝 夫	多気郡多気町・松阪市学校組合立多気中学校長	
佐 々 木 光 明	三重短期大学法経学科助教授	13.4.1から
塩 地 進 子	公募委員	
武 村 泰 男	三重県文化振興事業団理事長 IMADR-Mie理事長	会長
立 田 彰 子	公募委員	
中 田 宣 子	公募委員	部会長
西 田 清 子	三重県民生委員児童委員協議会副会長	
野 呂 英 史	自営業(元三重県商工会議所青年部連合会会長)	
花 見 槇 子	三重大学留学生センター教授	部会長
平 松 敏	三重県経営者協会専務理事	部会長
前 田 憲 司	公募委員	
丸 田 安 子	松下電工(株)津工場人事部部長	
村 本 淳 子	三重県立看護大学教授	
諸 岡 幹 忠 (筒井 健治)	菰野町総務課長 大宮町総務財政課長	13.9.7から 13.9.6まで

三重県男女共同参画推進条例

平成12年10月13日公布

三重県条例第73号

目次

前文

第1章 総則(第1条 第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条 第12条)

第3章 三重県男女共同参画審議会(第13条 第18条)

附則

21世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。

また、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展をはじめとする急激な社会経済情勢の変化に対応するために社会構造の変革が求められているが、新しい社会構造の前提となり、基礎となるものが、男女共同参画社会である。

三重県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会の実現を図ることを明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための計画を策定し、様々な取組を行ってきたところであるが、現状においては、男女の性別による差別及び固定的な役割分担意識並びにこれらに基づく制度及び慣行が根強く存在し、男女平等の実現や男女共同参画の推進を妨げる要因となっている。

このような認識から、三重県は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題であると位置づけ、その社会の実現のために、県民、事業者及び市町村と協働して、総合的かつ計画的に取り組むことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本目標を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働して取り組み、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本目標)

第3条 男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定する。

- 一 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- 二 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- 三 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- 四 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策について、県民、事業者及び市町村と協働して実施するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めなければならない。

- 2 県民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女が、職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、事業活動において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県と市町村との協働)

第7条 県は、市町村に対し、県と協働して、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

- 2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 前項第1号の施策の大綱には、次に掲げる事項について定める。
 - 一 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な事項
 - 二 男女共同参画を推進するための教育、啓発及び広報に関する事項
 - 三 男女共同参画に関する相談及び苦情に対応するために必要な事項
 - 四 性別に基づく暴力及び性的いやがらせ等の防止並びに被害者の救済及び支援のために必要な事項
 - 五 家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるようにするために必要な事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関して必要な事項
- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第13条第1項の三重県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置への協力)

第9条 県は、市町村が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

- 2 県は、県民及び事業者が、その属する地域、職場その他の分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3章 三重県男女共同参画審議会

(三重県男女共同参画審議会)

第13条 知事は、三重県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 基本計画に関して、第8条第4項に規定する事項を処理すること。
- 二 知事の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
- 三 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行うこと。

3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第14条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満としないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第16条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第17条 審議会に、その事務を行うため、部会を置くことができる。

2 専門の事項を調査するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

(委任)

第18条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日三重県条例第47号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

人権が尊重される三重をつくる条例

平成9年7月1日公布
三重県条例第51号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

こうした世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下に、私たち三重県民は、人権宣言の趣旨にのっとり、不当な差別をなくし、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県及び県内で暮らし、又は事業を営むすべての者(以下「県民等」という。)の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題への取り組みを推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力するものとする。

(県民等の責務)

第3条 県民等は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重し、人権を侵害してはならない。

2 県民等は、県が実施する人権施策に協力するものとする。

(県と市町村との協働)

第4条 県は、市町村に対し、県と協働して人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

(基本方針)

第5条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 人権尊重の基本理念

二 人権に関する意識の高揚に関すること。

三 同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題について、各分野ごとの施策に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、次条第1項の三重県人権施策審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 前項の規定は、人権施策基本方針の変更について準用する。

(三重県人権施策審議会の設置)

第6条 人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、三重県人権施策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第7条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 前2項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則 この条例は、平成9年10月1日から施行する。(平成9年7月1日三重県条例第51号)

附 則 この条例は、公布の日から施行する。(平成12年7月13日三重県条例第65号)

附 則 この条例は、平成13年4月1日から施行する。(平成13年3月27日三重県条例第47号)

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

目次

前文

第1章 総則(第1条 第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条 第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条 第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

- 一 略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

男女共同参画基本計画の概要

平成12年12月12日
閣議決定

第1部 基本的考え方

- 1 男女共同参画社会基本法の制定までの経緯
 - (1) 男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組
 - (2) 男女共同参画社会基本法の制定
- 2 男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成
 - (1) 男女共同参画基本計画の考え方
 - (2) 男女共同参画基本計画の構成

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ア 国の審議会等委員への女性の参画の促進
 - イ 女性国家公務員の採用・登用等の促進
 - (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請
 - ア 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
 - イ 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請等
 - (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
 - (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供
 - ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
 - イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供
 - ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
 - (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
 - (3) 法識字の強化及び相談の充実
 - (4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - ア 男女雇用機会均等法の履行確保
 - イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進
 - ウ 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討
 - (2) 母性健康管理対策の推進
 - (3) 女性の能力発揮促進のための援助
 - ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援
 - イ 再就職に向けた支援

- (4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備
 - ア パートタイム労働対策の総合的な推進
 - イ 労働者派遣事業に係る対策の推進
 - ウ 女性起業家、家族従業者等に対する支援
 - エ 在宅勤務、SOHO等、新しい就業形態等に係る施策の推進

- 4 農山漁村における男女共同参画の確立
 - (1) あらゆる場における意識と行動の変革
 - (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
 - (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
 - (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
 - (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - イ ひとり親家庭等に対する支援の充実
 - (2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備
 - ア 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
 - イ 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実
 - ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
 - エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
 - (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進
 - ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
 - イ 地域社会への男女の共同参画の促進
 - ウ 労働時間の短縮等就業条件の整備

- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
 - (1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
 - ア 介護保険制度の着実な実施
 - イ 高齢者保健福祉施策の推進
 - ウ 介護に係る人材の確保
 - (2) 高齢期の所得保障
 - (3) 高齢者の社会参画の促進
 - (4) 障害のある者への配慮の重視
 - (5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
 - ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底
 - イ 体制整備
 - ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
 - エ 女性に対する暴力に関する調査研究

- (2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進
 - ア 関係機関の取組及び連携の推進
 - イ 相談体制の充実
 - ウ 被害者の保護・自立支援
 - エ 暴力行為への厳正な対処等
- (3) 性犯罪への対策の推進
 - ア 性犯罪への厳正な対処
 - イ 被害者への配慮
- (4) 売買春への対策の推進
 - ア 売買春の取締りの強化、売買春からの女性の保護、社会復帰支援
 - イ 児童買春に対する対策の推進
 - ウ 国際的動向への対応
- (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
 - イ 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
- (6) ストーカー行為等への対策の推進
 - ア ストーカー行為等への厳正な対処
 - イ 被害者の支援及び防犯対策
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
 - (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
 - (2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進
 - ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
 - イ 妊娠・出産期における女性の健康支援
 - ウ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援
 - (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進
 - ア HIV/エイズ、性感染症対策
 - イ 薬物乱用対策の推進
- 9 メディアにおける女性の人権の尊重
 - (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
 - ア メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進
 - イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
 - ウ メディア・リテラシーの向上
 - (2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
 - (1) 男女平等を推進する教育・学習
 - ア 初等中等教育の充実
 - イ 高等教育の充実
 - ウ 社会教育の推進
 - エ 教育関係者の意識啓発
 - オ 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実

- (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
 - ア 生涯学習の推進
 - イ エンパワメントのための女性教育・学習活動の充実
 - ウ 進路・就職指導の充実

11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
- (2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
 - ア 国連の諸活動への協力
 - イ WID/ジェンダーの推進
 - ウ 女性の平和への貢献
 - エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
 - オ 国際交流・協力の推進

第3部 計画の推進

- 1 国内本部機構の組織・機能強化
 - (1) 男女共同参画会議の機能発揮
 - (2) 総合的な推進体制の整備・強化等
- 2 調査研究、情報の収集・整備・提供
- 3 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)

採 択:1979年12月18日
効力発生:1981年9月3日
日本国:1985年7月1日公布
1985年7月25日効力発生

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、
世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、
人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、
国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、
女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、
窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、
衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、
国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、
国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、
家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、
社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、
女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、
次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)

- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

三重県男女共同参画基本計画

～一人ひとりが輝く社会～

平成14年3月

発行 / 三重県生活部男女共同参画室
〒514-8570 三重県津市広明町13
TEL 059-224-2225
FAX 059-224-3076

三重県男女共同参画基本計画

2002年(平成14年)3月発行

 本文は古紙配合率100%再生紙を使用しています。

三重県生活部男女共同参画室
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2225 FAX 059-224-3076
電子メール iris@pref.mie.jp